平成26年(行ウ)第31号 海外視察費返還履行請求事件(住民訴訟)

原告 仙台市民オンブズマン

被告 宫城県知事村井嘉浩

平成28年10月17日

仙台地方裁判所民事第2部 御中

 上記原告訴訟代理人弁護士
 千
 葉
 晃
 平

 同
 宮
 腰
 英
 洋

 外

準備書面(4)

本書面においては、補助参加人らの尋問を踏まえ、原告の主張を最終的に整理するものである。本書面に記載していない箇所については、従来の原告の主張の通りである。

なお、本書面において証人の尋問内容を引用する際には、「・・・」(石川●頁) などと記載する。

【目次】

第1	はじめに	5
第2	本件海外視察は目的を持たない単なる観光旅行であること	Ę
1	議員派遣の合理的な必要性が認められないこと	. 5
2	名目的な視察目的その1(東日本大震災からの復興)	. 6
3	補助参加人石川の証言内容とその評価	. 7
	(1) 視察団結成ないし視察国決定の経緯	. 7
	(2) 視察国としてニュージーランドを選択した理由	. 7
	(3) 他の視察国が全く検討されなかったこと	. 8

	(4) 東日本大震災とカンタベリー地震の違い	10
4	補助参加人渡邊の証言内容とその評価	11
	(1) 視察団募集の経緯	11
	(2) 東日本大震災とその復興についての認識	11
5	名目的な視察目的その2 (TPP問題農業関係調査)	12
6	補助参加人石川の証言内容とその評価	12
	(1) 宮城県ないし日本の農業とニュージーランド農業の構造	12
	(2) タウランガ酪農場視察とその成果	14
	(3) TPP問題についての日本とニュージーランドの利害状況	16
7	参加議員の本件海外視察についての認識	17
	(1) 只野議員の参加取り止めの経緯	17
	(2) 参加議員らの認識	19
8	小括	20
第3	個別の視察先	21
第3 1	個別の視察先	
		21
	AM I スタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル	2121
	AM I スタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル	212125
	AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル(1)オールドAMIスタジアムについて(2)カーボンカテドラルの視察について	21212529
1	AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル(1)オールドAMIスタジアムについて(2)カーボンカテドラルの視察について(3)市内トラムの体験乗車について(4)イーデンパークについて	2121252932
1	AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル (1) オールドAMIスタジアムについて (2) カーボンカテドラルの視察について (3) 市内トラムの体験乗車について (4) イーデンパークについて	212125293235
1	AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル(1)オールドAMIスタジアムについて(2)カーボンカテドラルの視察について(3)市内トラムの体験乗車について(4)イーデンパークについてマウントクック国立公園.	21212529323535
1	AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル. (1) オールドAMIスタジアムについて. (2) カーボンカテドラルの視察について. (3) 市内トラムの体験乗車について. (4) イーデンパークについて. マウントクック国立公園. (1) 視察の必要性及び関連性が認められないこと.	212529323535
1	AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル. (1) オールドAMIスタジアムについて. (2) カーボンカテドラルの視察について. (3) 市内トラムの体験乗車について. (4) イーデンパークについて. マウントクック国立公園. (1) 視察の必要性及び関連性が認められないこと. (2) 事前の調査・検討を何ら行っていないこと.	21 25 29 32 35 35 35 38
1	AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル(1)オールドAMIスタジアムについて(2)カーボンカテドラルの視察について(3)市内トラムの体験乗車について(4)イーデンパークについてマウントクック国立公園(1)視察の必要性及び関連性が認められないこと(2)事前の調査・検討を何ら行っていないこと(3)視察内容が極めて不十分であること	21 25 29 32 35 35 35 38

	(1) 視察の必要性も関連性も認められないこと	39
	(2) 「観測場所の環境整備」を実現するつもりがないことが判明したこ	と
•		39
	(3) ニュージーランドの有名な星空を見ただけであること	42
	(4) 一般の観光ツアーと差がないこと	43
	(5) 小括	44
4	ワイラケイ地熱発電所	44
	(1) 視察の必要性が存在しないこと	44
	(2) 事前の調査・検討等を何ら行っていないこと	45
	(3) 視察内容が極めて不十分であること	46
	(4) 視察結果が県政に何ら反映されていないこと	47
	(5) 小括	49
5	キウイ360、コンビータ養蜂場、タウランガ酪農場	49
	(1) はじめに	49
	(2) 視察の必要性が全く無いこと	50
	(3) 事前準備を何ら行っていないこと	51
	(4) 視察内容が極めて不十分であること	53
	(5) TPP視察の効果は、何も無いこと	54
	(6) 小括	55
6	ワイへキ島	55
	(1) 昼食時等にワインをボトルで注文していたこと	55
	(2) 事前の調査がなく、視察の必要性は認められないこと	56
	(3) 視察目的と視察内容に関連性が認められないこと	57
	(4) 視察に中身がなく、観光と飲酒が主たる目的であったこと	57
7	まとめ	59
第4	本件視察の違法性	59

1	違法に怠る事実の存在について	59
	(1) はじめに	59
	(2) 本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法性について	60
	(3) 予備的主張 (一部違法) について	62
2	附帯請求について	62
	(1) 補助参加人らが悪意の受益者であること	62
	(2) 予備的主張(遅延損害金の請求)について	63
第5	結語	63

第1 はじめに

原告は、東京高判平成25年9月19日(同判断は最高裁でも維持された。)で示された海外視察における違法性の判断枠組を基礎に、補助参加人らの各視察に関して、視察目的に合理性がないこと、視察の際に事前がされていないこと、視察内容が視察目的と関連していないこと、県政に有益な情報をもたらしているとは言えないこと、実質的には海外視察に名を借りた観光中心の旅行であったこと等を個別具体的に主張してきた。

これに対して、補助参加人らは、尋問において、各視察を行う必要性がある点等を立証しようと試みた。しかし、補助参加人らは、補助参加人代理人からの主尋問には一応の回答をしていたものの、視察目的や視察の事前調査内容等に関する原告代理人からの反対尋問に対しては、答えを詰まらせるばかりで、満足な説明をすることができなかった。特に、本件海外視察をとりまとめていた補助参加人石川は顕著であった。

原告代理人の反対尋問事項は、補助参加人らが各視察先に対して問題意識を持ち、視察をどのように県政に活かすつもりかを考えて調査していたのであれば、容易に回答できる質問ばかりであった。にもかかわらず、原告代理人の反対尋問に対して満足に回答できない補助参加人らの姿勢こそ、補助参加人らが本件視察に対して明確な目的を有しておらず、海外視察に名を借りた観光旅行であったことを端的に裏付けるものである。

以下、詳述する。

第2 本件海外視察は目的を持たない単なる観光旅行であること

1 議員派遣の合理的な必要性が認められないこと

東京高判平成25年9月19日は「もとより、普通地方公共団体の議会は、 当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理 的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することが できると解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される。」と判示する。

この判決では、裁量権の行使に逸脱又は濫用がある場合の例として「派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」をあげる。これ以外でも、「(個々の)行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理」どころか、派遣決定で掲げられた派遣目的が単に後付けの名目に過ぎず、実際には海外旅行をすること自体が目的である場合も、議員派遣の合理的な必要性は認められないというべきである。したがって、このような場合も同じく裁量権の行使に逸脱又は濫用がある場合に当たる。

2 名目的な視察目的その1 (東日本大震災からの復興)

補助参加人の準備書面3、2頁、第2項3行目以下では「宮城県では本件視察当時、そして現在においても東日本大震災からの復興が県政の最重要課題の一つであるところ、我々はほぼ同時期に被災したニュージーランドの復興状況を調査する必要性を感じていた」とされている。

補助参加人石川の陳述書である丙18号2頁、第3項3行目以下でも「宮城県では本件視察当時、そして現在においても東日本大震災からの復興が県政の最重要課題の一つであるところ、我々はほぼ同時期に被災したニュージーランドの復興状況を調査する必要性を感じていた」とされている。補助参加人石川は「この時期に海外視察をしようと思い立った最大の理由というのは先ほどの証言によると東日本大震災からの復興だとこうお伺いしてよろしいですか。」との質問に「はい」と答える(石川9頁)。

つまり東日本大震災からの復興に資する情報を得ることが今回の海外視察の 最大の動機ないし目的であったというのである。

3 補助参加人石川の証言内容とその評価

(1) 視察団結成ないし視察国決定の経緯

補助参加人石川は「視察先をニュージーランドに決めたのは証人ですか。」の質問に「募ってですから、皆さんで決めたという部分でありますけれども、そういった中では、私も決めたうちの1人であるということです。」「最終的には、参加予定者で協議をして、訪問、視察先を決めた」「協議した際、ニュージーランドにしましょうと提案したのは私です。」「協議に参加した方からは、ほかの国名は挙がりませんでした。」「ニュージーランドに対して異論はなかった」と答える(石川10頁)。「ほかの議員さん方からも、スマトラ島沖地震、復興状況を知りたいから、インドネシアに行こうよと、そういう声は一切上がらなかったということですね」との問いには「私はどなたからも伺ってません。」と答えている(石川13頁)。

この証言と後述する補助参加人渡邊の証言内容を併せ考えれば、本件海外 視察先は、補助参加人石川が最初から視察国をニュージーランドとして参加 者を募ったものである。しかし視察国をニュージーランドとして参加者を募 った理由については何ら明らかにされていない。また本件参加者の間で、東 日本大震災からの復興のためにどの国を視察するのがふさわしいかという 議論は全くなされていないことが分かる。このような経緯は、東日本大震災 からの復興に資する情報を得ることが今回の海外視察の最大の動機ないし 目的であったという補助参加人らの主張と矛盾するものである。

(2) 視察国としてニュージーランドを選択した理由

補助参加人石川は東日本大震災の最大の特徴は、「広範囲の大きい地震、 津波被害、原発事故」と証言し、「過去1000年間なかったような大津波、 これが特徴だと言われてますよね。」との問いに、「はい。」と答える。「人 的被害、物的被害も、そのほとんどは津波による被害でしたよね。」との問いにも「はい。」と答える(石川10頁)。

ところが「そうすると、東日本大震災からの復興のための海外視察をするのであれば、同じような大津波による被害を被った国を視察先に選ぶというのが、私は合理的だと思うんですが、証人はそうはお考えになりませんでしたか。」との問いには「そうは思いませんでした。」と答える。「なぜ思わないんですかね。東日本大震災からの復興とおっしゃったけれども、被害のほとんどは大津波なんですよ。なんで思わなかったのか、ちょっと不思議でならないんですが、説明していただけますか。」との問いに対しては「同時期に起こったという部分の中で、3年が経過した中で、復興状況、復旧状況をどのような形で進めているかということが知りたかったわけでありまして、そういった中で、この地を選ばさせていただきました。」と答えるのみである(石川10、11頁)。

以上の証言によれば、「同時期に起こった」ことが唯一の理由ということになる。しかし、津波を伴わない直下型地震の被害と大津波を起こしたプレート型地震の被害では被害の形態が根本的に異なるのである。そして、被害の形態が異なれば復興の形態も異なることは明白である(以上につき、甲36、37、38を参照。)。地震の規模も形態も捨象し、単に発生時期が同じだというだけで東日本大震災からの復興に資する情報が得られると考えたというのは著しく不合理であって到底信用できない。このような視察国選択の理由は、東日本大震災からの復興に資する情報を得ることが今回の海外視察の最大の動機ないし目的であったという補助参加人らの主張と矛盾するものである。

(3) 他の視察国が全く検討されなかったこと

補助参加人石川は「ここ十数年のうちで、大津波によってすごい被害を受けた地震として頭に上る地震がありますか。海外ですよ。」との問いに「東

南アジアのどこでしたっけ、あれね。ありましたよね。」と名前までは出てこなかったがそのような地震があったことは知っていた。「スマトラ島沖地震、これ知りませんか。」との問いには「分かります。」と答えた。「この地震は、最大波高50メートルの巨大津波、マグニチュード9.1、プレート型地震、極めて東日本大震災に類似すると言われています。そうですよね。」との問いに「まあ、地震の形としてですか。はい。」と答える(石川11頁)。

つまり、補助参加人石川は、ここ十数年の間に東南アジアで東日本大震災 に類似した大津波による大きな被害をもたらした地震が起きたことを知っ ていたのである。

さらに、補助参加人石川は、「2004年だから、ちょうど9年日、震災からの復興状況を知るには絶好の時期ですよね。」との問いには「分かりません。」と答える(石川11、12頁)。しかし、同じ時期に地震が起きたニュージーランドは未だ復興途上であるのに対し、9年目ともなれば復興が相当進んでいることが当然想定されるのであるから、震災復興に資する情報を得るには好適な時期と考えるのが自然である(甲37)。

補助参加人石川は、「インドネシアのアチェ州が最大の被害を被りました。 死者、行方不明者合計16万人以上、沿岸の家屋、全て崩壊しています。そ の復興がどういうふうになされたか、今まで調べたことがありますか。」と の問いには「ありません。」と答える。「海外視察に関係なく、東日本大震 災からの復興ってもう本当に県政の重要課題ですよね。」との問いには「は い。」と答えながら、「今まで、海外の復興例を全然調べたことないんです か。」との問いには「はい、私はありませんでした。」と答えている。実際 「平成25年、正に復興住宅が喫緊の課題とされていましたよね。東日本大 震災の復興です。」との問いに「はい。」と答えながら、「13万戸の住宅 が3年以内に再建されたという事実も知りませんか。」との問いに「はい、 知りません。」と答えている(石川12頁)。

これらは驚くべき証言である。海外の復興例を全然調べたことがないにもかかわらず、東日本大震災からの復興に資する情報を得ることが本件海外視察の動機・目的だといわれても到底信用することはできない。それどころか「宮城県では本件視察当時、そして現在においても東日本大震災からの復興が県政の最重要課題の一つである」との認識を持っていたことすら甚だ疑わしいといわねばならない。このように類似する津波被害が東南アジアで起きたことを知りつつ、それを含めて他の国が視察対象として全く検討されなかったことは、東日本大震災からの復興に資する情報を得ることが今回の海外視察の最大の動機ないし目的であったという補助参加人らの主張と矛盾するものである。

(4) 東日本大震災とカンタベリー地震の違い

補助参加人石川は、「実際視察なされたカンタベリー地震、これ、津波は発生しましたか。」との問いに「発生していないと思います。」と答え、「直下型地震ですね。」との問いに「はい。」と答えている。「死者が何名でしたか。大体でいいですよ。大体だったら言えるでしょう。だって、実際見てきたわけだから。」との問いには「今、ちょっと、すぐ出てきません。すみません、ちょっと思い出せません。」と答えている。「185人です。東日本大震災とは似ても似つかない地震だとは思いませんか。」の問いに対しては「いや、似てる似てないという部分…」と答えるのみである(石川12、13頁)。

東日本大震災とカンタベリー地震では、プレート型と直下型、地震の強度 (マグニチュード)、津波の有無、被害の規模、被害の範囲どれをとっても 全く異なることは明らかである。本当に東日本大震災からの復興に資する情報を得ようとしたのであれば、カンタベリー地震について調べるであろう し、調べれば両者は全く異なっており東日本大震災からの復興に資する情報 が得られないことはすぐに分かることである。このようにろくにカンタベリー地震について調べもせずにニュージーランドを視察国にしたことは、東日本大震災からの復興に資する情報を得ることが今回の海外視察の最大の動機ないし目的であったという補助参加人らの主張と矛盾するものである。

4 補助参加人渡邊の証言内容とその評価

(1) 視察団募集の経緯

補助参加人渡邊は、「本件ではニュージーランド国を視察先としたのですが、ニュージーランド国を視察しようと決めたのは、どなたか1人なんですか、それとも、皆さんで決めたんですか。」との問いに「知事から、海外視察の許可といいますか、禁止していたのをもう解禁しますと言われたということで、私は、石川さんから、早い段階で、ニュージーランドということで誘われました。」と答える。「抽象的な海外視察ということではなくて、もう、ニュージーランド海外視察ということで、補助参加人石川が皆さんに呼び掛けられたわけですか。」との問いには「石川さんはニュージーランドを目的として誘ったんじゃないかという感じがします。」と答える。「今回の海外視察では、ニュージーランド以外の国というのは、どなたかが、ここがいいんじゃないかとそういう提案はなされましたか。」との問いには「いや、我々はニュージーランドで一致して集まりましたから、ありません。」と答える(渡邊26、27頁)。

誠に正直な証言である。これらの証言からすれば、派遣目的として掲げられた目的は後付けのものであって、最初からニュージーランド海外視察を行うことが決まっていたことが明白である。このことは東日本大震災からの復興に資する情報を得ることが今回の海外視察の最大の動機ないし目的であったという補助参加人らの主張と矛盾するものである。

(2) 東日本大震災とその復興についての認識

補助参加人渡邊は、「海外での津波被害について、本件視察に行く前に、

あなた御自身でお調べになったことはありますか。」との問いに「いろいろとあります。」と答えながら「どんな地震についてお調べになりましたか。」との問いには「海外だったら、津波というか、津波はあんまりあれですね。震災のほう、地震のほうで考えましたから、ニュージーランドしか思い浮かびませんでした。」と答える。「津波被害ということでは調査はしていないということでよろしいわけですね。」との問いには「大震災は、地震、そして津波ですから、津波に興味がなかったわけではありません。」と答えるのみで「カンタベリー地震で津波は起きてますか。」との問いには「分かりません。」と答えている(渡邊27、28頁)。

東日本大震災の被害のほとんどが津波被害であることは公知の事実である。にもかかわらずこのような証言をするとは呆れ果てる。東日本大震災からの復興に真剣に取り組んでいるとは到底考えられない証言内容である。これらの証言内容からすれば、補助参加人渡邊が、東日本大震災からの復興に資する情報を得ることが本件海外視察の動機ないし目的だと考えていなかったことは明白である。

5 名目的な視察目的その2 (TPP問題農業関係調査)

本件海外視察ではTPP問題農業関係調査が重要な視察目的とされているが、以下で詳述するようにこれもまた後付けの単なる名目でしかない。

6 補助参加人石川の証言内容とその評価

(1) 宮城県ないし日本の農業とニュージーランド農業の構造

補助参加人石川は、「宮城県の主要農産物って何ですか。」との問いに「米です。」と答え、「日本有数の米どころですね。」との問いにも「はい。」と答え、「実際、震災で沿岸部は大きな被害を受けましたね。」との問いにも「はい。」と答える。宮城県が酪農県と言われているかとの問いには「いや、酪農県と言われているかどうかは、ちょっと。そうではないかなと」と答える。「ニュージーランドは米を作っているんですか。」との問いには「作

ってないと思いますけど。」と答え、「それは事前に確認して行ったんですか。」との問いには「はい。」と答える(石川13、14頁)。

「甲第6号証を示す 42ページを示します。農水省が作成した『ニュージーランドの農林水産業概況』です。『経営構造』の『平均耕地面積』を見ると、ニュージーランドが265ヘクタールに対して、日本は1.27ヘクタールですね。『農地の状況』の『永年採草。放牧地』を見ると、ニュージーランドは1095万ヘクタール、日本は統計数字なしですね。43ページを示します。『農林水産物貿易の概要』、『輸出入農産物上位5品目』を見ると、ニュージーランドは100パーセントが畜産物ですよね。」「日本とニュージーランドでは、農業の規模も構造も、正反対といっていいほど違うのではありませんか。」との問いには「いや、そうとは思いませんけど。」と答える(石川14頁)。

ニュージーランドが世界でも屈指の酪農大国であることは常識であり、事前研修資料でもあり容易に入手しうる農水省作成の「ニュージーランドの農林水産業概況」「農林水産物貿易の概要」の記載内容からも分かることである。対して宮城県の主要農産物は米穀である。もちろん宮城県でも酪農は行われているが、その規模はニュージーランドとは比較にならない位小規模である。その上、日本が飼料で育てるのに対しニュージーランドは放牧して牧草で育てている。このように日本とニュージーランドでは農業の規模も構造も正反対といっていいほど違うのであるから、ニュージーランドの農業を視察しても宮城県の農政に反映しうる成果を上げられないことは行く前から分かりきっていることである。

このようにTPP問題(農業関係調査)という派遣目的からして、ニュージーランドを視察先(視察国)とすることは明らかに不合理であるのは当然である。それにとどまらず、TPP問題(農業関係調査)という派遣目的自体が、ニュージーランドを視察先(視察国)とすることを決めた後に後付け

で考え出した単なる名目に過ぎず、実際には海外旅行をすること自体が目的だったのである。以上を端的に裏付けるものとして、補助参加人石川は、裁判官からの補充尋問において、「今回行った場所全てで期待どおりの結果が得られましたか。」という問いに対し、「期待どおりではなかった部分も。」と証言し、「例えば、どこが期待どおりではなかったですか。」という問いに対し、「TPP問題に関しても、先ほど申し上げましたけれども、そういたTPPに関しての意識が余り高くなかったという部分というのはあったんですけれども、それも、もうちょっと違ったお話を聞けるかなというふうに思ったところはあったんでありますけれども。」と証言する(石川44、45頁)。このように、補助参加人石川自身、TPPに関し何ら成果を得られなかったことを自認しているのである。そして、このことは調査をするまでもなく自明なことなのである。

(2) タウランガ酪農場視察とその成果

「甲第6号証の『海外行政視察報告書』を示します。9ページ、『TPP問題(農業関係)調査』の項です。ここに、『平均4haの農場で栽培している。』と書いてあって、10ページ、『150haの農場で500頭の乳牛』『年間を通じて牧草を食べる乳牛のエサ代がほとんどかからない。』で、結論として、日本の農業についても、大規模化、低コスト農業への生産体制確立が急務と書いてありますね。これは証人が書いたんですか。」との問いに「これは僕じゃないと思いますね。」と答え、「ただ、報告書はみんなで作るんだから。証人もこういう認識を持ったということですね。」との問いには「はい、そうですね。」と答える(石川15頁)。

「農業の大規模化、低コスト化というのは、もう、数十年昔から、日本、 言われていますよね。」との問いに「言われていると思います。」と答え「だ から、問題なのは、それじゃなくて、具体的に大規模化を図る方策、低コス ト化を図る方策ですよね。」との問いに「はい。」と答える。「今回の視察 で、具体的な方策について何か情報は得られましたか。」との問いには答えなかった(石川15頁)。

「お答えがないので次の質問に移ります。日本の農業と類似性の高い国って、ほかに幾らでもあるのではありませんか。」との問いに「類似性と言われると、まあ、ほかを言ってしまうと、そうなのかもしれませんが。」と趣旨不明の答えをし「例えば、インドネシアなんかは、極めて類似していませんか。主要農作物は米。しかし、農家1戸当たりの耕地面積が狭くて、いまだに自給できていない。そこで、政府は食料自給を掲げて、多岐にわたる農業振興策を行っている。こういう事実は知りませんか。」との問いには答えなかった。「お答えがないので、質問を続けます。類似性の高い国を視察しようとは思いませんでしたか。」の問いに対しては「いや、今回、この件については思いませんでした。」と答えた(石川15、16頁。なお、インドネシアの農業の状況として、甲39を参照。)。

本件海外視察における後付けの名目の1つとして、農業問題TPP対策調査を挙げたためにタウランガ酪農場視察が行われた。しかしながら、タウランガ酪農場は150haの農場で500頭の乳牛を飼育し、しかも年間を通じて牧草を食べる乳牛のエサ代がほとんどかからないというのであるからおよそ宮城県の酪農に資するような情報が得られるはずがなかった。そして、タウランガ酪農場の規模等は事前に調べれば容易に分かることである。タウランガ酪農場視察の成果は報告書(甲6)及び各証言によれば「日本の農業についても、大規模化、低コスト農業への生産体制確立が急務」ということに尽きるが、それは既に何十年も前から指摘されていることで、問題なのは具体的に大規模化を図る方策、低コスト化を図る方策である。しかるに補助参加人石川は「今回の視察で、具体的な方策について何か情報は得られましたか。」との問いには答えなかった。いや答えられなかったのである。このように、タウランガ酪農場視察では宮城県の農政に反映するような有

益な情報は全く得られず、そしてそのことは行く前から分かりきっていたのである。視察目的は正にニュージーランドを視察先(視察国)とすることを 決めた後に後付けで考え出した単なる名目に過ぎない。

(3) TPP問題についての日本とニュージーランドの利害状況

「TPP問題について聞きますが、こと、農業に関する限り、ニュージーランドと日本の利害状況って、正反対ではありませんか。言っている意味分かりますよね。」との問いに「はい。」「まあ、正反対と言えるどうか、ちょっと私には分かりません。」と答えた。「甲第6号証の47ページを示します。ニュージーランドは輸出品の実に58パーセントが食品だと書いてありますよね。これだけ食品の比率の高い国って珍しいですよね。」との問いに「はい」と答えた(石川16頁)。

「10ページを示します。『TPP問題については、あまり関心が無いよう。現在の経営状況でも十分に採算が取れ』『世界との競争力に対抗できると考えている。』と。こういう情報をあなたは持ち帰ったわけですよね。」との問いに「はい。」と答え、「ただ、これ、行かなくたって、常識で分かることじゃないですか。ニュージーランドが国際競争で農業で負けるなんて思う人、誰もいないと思うんですけれどもね。行かなくては分からない情報ですか。ニュージーランドが農業において競争に破れるなんていうことは、常識的に考えられないのではありませんか。」との問いには「当時は思っていませんでした。」と答える(石川16、17頁)。

「TPPは、関税の撤廃を最終的な目標にしていますね。」との問いに「はい。」と答え、「農作物の関税が撤廃されて、ニュージーランドは当然大きなメリットを享受しますね。証人の認識はいかがですか。関税が撤廃されたときに、ニュージーランドは農業分野において多大なメリットを享受すると思われますか。」との問いには「分かりません」と答え、「逆に、日本はいかがだと思いますか。」との問いには「なかなか大変なのかなという部分だ

と思います。」と答えている(17、18頁)。

TPPの最終目的は関税の撤廃であり、輸出品の実に58パーセントが食品であるニュージーランドと自給率が極端に低く食品の多くを輸入に頼る日本ではTPPを巡る利害状況が正反対であることは常識である。報告書(甲6)では視察の成果として「TPP問題については、あまり関心が無いよう。現在の経営状況でも十分に採算が取れ」「世界との競争力に対抗できると考えている。」と記載されているが、平均耕地面積265ヘクタール、永年採草・放牧地1095万ヘクタールと世界屈指の規模を誇るニュージーランドが「現在の経営状況でも十分に採算が取れ」「世界との競争力に対抗できる」と考えていることなど「ニュージーランドの農林水産業概況」を見れば視察するまでもなく分かることである。

このようなニュージーランドをTPP問題(農業関係調査)目的で視察しても何らの成果も得られないことは行く前からから分かりきっていたことである。このことも、この視察目的が、ニュージーランドを視察先(視察国)とすることを決めた後に後付けで考え出した単なる名目に過ぎないことを如実に示している。

7 参加議員の本件海外視察についての認識

(1) 只野議員の参加取り止めの経緯

補助参加人石川は「議会の派遣決定に基づいて行く、しかも、終了後は報告書の提出が義務づけられるので、ちゃんと視察してくる責任があるのではありませんかという単純な質間です。」との質問に「はい。」と答え、「参加を取りやめる場合には、それ相応の合理的理由が必要だとは思いませんか。」との問いにも「はい。」と答える(石川18頁)。

甲第8号証を示す。「参加議員である石川光次郎議員から、『只野議員が都合により途中で帰国したいと話している』との連絡があった」、3月29日に行われる登米市豊里での県道の供用開始式典に出席を求められ、『地元

での行事が急遽入ったことにより全日程を不参加とするとの意向が示された』、こう書かれていますね。一番最初に補助参加人石川のところに相談が来たわけですか。」との問いに「そうだったと思います。」と答え、「只野議員は、最初は、途中で帰ることを希望していたわけですね。」との問いに「はい」と答えた(石川18、19頁)。

「証人は、これまで、県道の供用開始式典に出席したことはありますか」の問いに「あると思います。」と答え「議員というのは、その式典で具体的に何をするのでしょうか」との問いに「祝辞を述べたと思いますね。式典の開始から終了まで1時間半くらいだったでしょうか。祝辞は3分くらいですかね。」と答えた(石川19頁)。

本件海外視察は7日間であるが、只野議員が参加を取り止めた理由は、たった1日それも開始から終了まででも1時間半、議員がする祝辞に到っては僅か3分の県道供用開始式典への出席である。実際只野議員が出席した式典についても、補助参加人石川の上記証言と特段異なる事情は見受けられない(甲9)。そのような些末な理由で議会の派遣決定を受けながら参加を取り止めるというのは驚くほかはない。たとえ私的な海外旅行であったとしてもこの程度の理由で急遽取り止めるのは躊躇われるところであろう。補助参加人らは、本件視察当時東日本大震災からの復興が県政の最重要課題とされており、本件海外視察はそれに資するための重要なものと主張するが、到底そのような認識を持っていたとは考えられない。

さらに驚くべきは、当初は参加取り止めではなく途中帰国を希望したということである。実質5日の視察なのに3日間視察しただけで帰国しようとしたのであるから呆れ果てる。90万円もの公金を使って議会から派遣されているのだという意識が微塵も感じられない。逆に自費ではなく公金だからこそ些末な理由で途中帰国することに躊躇がなかったのだと考えられる。只野議員の本件海外視察に対する認識が、公金を使った観光旅行と同程度のもの

としか認識していないことはこのような行動から明らかである。

(2) 参加議員らの認識

「29日の式典に参加するには28日の午前にはもうニュージーランドを離れなければいけませんよね。初日と最終日は移動だけで終わるので視察は実質5日間ですよね。3日で帰ると、その話を聞いて、証人はどう思われましたか。」との質問に「当時の記憶どう思ったかな。私は、最後まで参加を求めたような記憶は、何となくありますが。」と答え、「参加を求めたけれども、議会事務局のほうにあなたを通じてこういう話が行ったということは、只野議員は、参加を求めたにもかかわらず翻意はしなかったということになるわけですか。」との問いに「結果的にそうだと思います。」と答えた。「証人は、本件海外視察は、東日本大震災からの復興に資する大変貴重な視察だと思っていたわけですよね。」との問いに「はい。」と答えたが「只野議員はそうは思っていなかったと考えてよろしいですか。」との問いには「それは私は分かりません。翻意を促したことはあったと思います。」と答えるのみである(石川19~21頁)。

上記証言からは、補助参加人石川は、当初は途中帰国が可能かどうかを議会事務局に相談したのである。つまり、仮に議会事務局が許せば、補助参加人石川自身はこれを容認するつもりだったことになる。もし補助参加人石川が視察団の事務局長として、本件海外視察が重要であり、上記のような些末な理由での途中帰国が許されないと考えていたのであれば、そもそも議会事務局に相談などしないで、只野議員に対し最後まで参加するか参加を取り止めるかどちらかにして欲しいと言ったはずである。

次に、補助参加人石川は「最後まで参加を求めたような記憶は、何となく ありますが」「翻意を促したことはあったと思います。」と述べるが、具体 的にどのように翻意を促したのか、只野議員がどのように答えたのかなどに ついては何ら触れるところがない。もし本当に補助参加人石川に、視察団の 事務局長として本件海外視察が東日本大震災からの復興に資するための重要なものとの認識があれば、渡邊団長も交えて強い説得を試みたはずである。結局補助参加人石川の認識も税金で行ける観光旅行程度のものでしかなかったのである。

8 小括

上記を総合すれば、本件海外視察の動機ないし目的が東日本大震災からの復興に資する情報を得ること、あるいはTPP問題農業関係調査が重要な視察目的であったとの補助参加人の主張が虚偽であることは明白である。しかも、些末な理由での途中帰国や参加取り止めを容認するような姿勢からして、参加議員らが本件海外視察を単なる観光旅行としか認識していないことも明らかである。参加者らはただただ税金でニュージーランドに行きたかったのである。海外視察制度を利用するための後付けの名目として、「ニュージーランドの復興状況調査」「TPP問題農業関係調査」などの名目的な派遣目的を掲げて派遣決定を受けたものである。

上記東京高判平成25年9月19日が裁量権の行使に逸脱又は濫用がある場合の例として「行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣する」をあげるが、最初に「視察目的」があるからこそその目的に照らして「視察先」が明らかに不合理かどうかを判断することができるのである。従って海外視察は最初に「視察先(国)」があるのではなく「視察目的」がなければならない。

視察目的の前に視察国があり、その後に後付けで名目的な視察目的を考えるなどという海外視察は、そもそも海外視察の名に値しない。かかる海外視察は議員派遣の合理的な必要性が認められない場合に当たるので、裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかである。

第3 個別の視察先

- 1 AMIスタジアム、イーデンパーク、カーボンカテドラル
- (1) オールドAMIスタジアムについて
 - ア 視察の必要性はないこと
 - (ア)補助参加人らは、企画書において、AMIスタジアムの主な調査項目に ついて「スポーツ振興のためのその有益性について調査」、オールドAM Iスタジアムの調査項目について「震災対策についてその過程を調査」を それぞれ挙げていた(甲1)。

そして、補助参加人らは、平成28年3月18日付第3準備書面において、オールドAMIスタジアムの視察目的について、表敬訪問としての視察、震災復興についての意見交換、スポーツ振興調査(ラグビーワールドカップが住民をどのように勇気づけていたのかについて、ラグビーワールドカップを戦った選手から聴取する。)にあったと主張しており、補助参加人石川らも同趣旨の供述をしているところである(石川2頁ないし3頁、丙18等)。

(イ)まず、表敬訪問という目的については、そもそも海外視察は「県行政に 関連する政務調査で海外視察の必要性が生じた場合」(乙1、5頁(第1 項、(1)、1)))に認められるのであり、「表敬訪問」は「県行政に関連 する政務調査」には何ら関連性を有さないのであるから、公費による海外 視察の目的設定として認められるものではない。仮に係る目的を有してい たとしても、それは私費にて行うべきことが宮城県における海外視察制度 の建付けである。

仮に上記点をおくとしても、「表敬訪問」はそもそも企画書(甲1)に 掲げられていなかった目的であるし、視察報告書(甲6)にも表敬したこ とについて触れられていなかった。また、補助参加人らは監査委員の聴き 取り調査に対しても表敬したことについては触れていなかった(甲11)。 このように、補助参加人らは本件訴訟の尋問段階に至るまで、一切表敬訪問が目的であったことについて何ら触れてこなかったのであるから、表敬訪問という目的は尋問段階に至って後付けに設定された虚偽のものにすぎないことは明らかである。

- (ウ) 次に、震災復興についての意見交換という目的については、震災復興についての意見交換をすることとオールドAMIスタジアムを視察することとの関連性は存在しない。すなわち、企画書(甲1)において、震災復興との関係でオールドAMIスタジアムの何を視察するのか具体的な内容が全く練られていない。また、どのような調査事項を準備していったのかについて、補助参加人らはこれまで何ら主張もしていないし、証拠も提出していない。具体的に調査事項を練っておかなければ、多額の税金を投じるのに見合った十分な視察成果を上げることはできない(後述のとおり、実際にも視察の成果は全く上がっていない。)。震災復興との関係でオールドAMIスタジアムの何を視察するのか具体的な調査事項を練っていない以上、震災復興についての意見交換という目的からオールドAMIスタジアムを視察する必要性を認めることはできない。
- (エ) さらに、スポーツ振興調査という目的については、当初AMIスタジアムを調査する目的であったものであった。しかしながら、真にスポーツ振興調査をするのであれば、スポーツ政策について日本国におけるスポーツ庁に相当する行政機関等に聴き取り調査等をするのが本筋であって、オールドAMIスタジアムは視察先として視察目的と関連性を有さない。

加えて、補助参加人渡邊は、イーデンパークを視察することになった経緯について、「クライストチャーチに着いたときに、新しいスタジアムじゃなくてイーデンパークのほうを見るので、という話があった」と証言する(渡邊21頁)。同証言からすれば、本件視察の際、補助参加人らはクライストチャーチに到着した時にAMIスタジアムを視察対象から外し

てイーデンパークを見ることになったというのである。しかしながら、当初から調査項目を設定し、十分な準備をして視察に臨んでいれば、軽々に視察先を変更することは調査の実を大きく減殺するものであり考えがたい。係る変更が特段合理的な理由なく行われたことからも、「スポーツ振興目的」というのは体面を取り繕うための名ばかりであって、補助参加人らが観光目的を有していたことは明らかである。なお、後述のとおり、イーデンパークの視察の必要性は存在しなかった。

イ 実質的な調査が行われていなかったこと

- (ア)補助参加人らは、平成27年10月9日付第2準備書面において、補助参加人らは1時間程度オールドAMIスタジアム内に滞在して、クライストチャーチ前市長やオールブラックス元選手から震災時の状況等を聴き取り、スポーツと住民とのかかわり合いの重要性等を感じ取ったと主張している。さらに、平成28年3月18日付第3準備書面において、クライストチャーチ市ではスポーツ振興を通して人口流出を防止できないか検討していることなどを聴き取ったと主張している。補助参加人石川らも同様の供述をしているところである(丙18等)。
- (イ)しかしながら、スポーツ振興調査に特に力を入れて調査したという補助参加人渡邊(渡邊18頁)によれば、オールドブラックスのOBに対して「ただ感激」して、質問は特にしていないとのことである(渡邊19頁)。またラグビー場がどのように整備されているのかについて、ほとんど人から聞き取りをしていないし(渡邊19頁)、スポーツ振興調査の目的を有していたにもかかわらず、震災で破損したオールドAMIスタジアムに代わって新しく建設されたAMIスタジアムについて調査することはなく、「すばらしいものができているんだろうなという感じ」をしていただけであるとのことである(渡邊20頁)。例えば、スタジアムを新設する際にはスタンドを建設することはできても、芝生を急ピッチで育てるわけには

いかないから、芝生の問題が重大な問題となっているところ(甲40)、 芝生の問題をどのように解決したのかなど、震災後のスポーツ振興のため に必要であった具体的な施策について、何ら聴き取りをしていない。

震災復興についての意見交換という目的に基づく調査内容についても、補助参加人らの報告書(甲6)や各主張書面によれば、結局クライストチャーチ市の元市長から震災時の状況、復興状況について話を聞いただけであるようである。補助参加人らが震災復興についてどのような意見を元市長に対して述べ、元市長とのディベートを経て、どのような成果を得たのかについて、全く明らかになっていない。仮に係る具体的成果があれば当然報告書(甲6)に記載がなされるべきであって、係る具体的記載等が何らなされていないことからすれば、県政に活用しうる具体的成果を何ら得られなかったことは明らかである。

- (ウ) このような調査の態様、報告内容からすれば、多額の公費をかけてわざ わざオールドAMIスタジアムを視察するに値する調査は何ら行われて いなかったというほかなく、オールドAMIスタジアムについて実質的な 調査は行われなかったことは明らかである。
- ウ 本件視察結果が県政に活用されていないこと

補助参加人らは、第2準備書面において、ラグビーワールドカップの誘致を実現できなかったが、今後今回の調査をいかしていきたいと述べるのみであり、具体的にどのような施策にどのように活かしていくのかについて、何ら言及していない。

また、補助参加人らは、第3準備書面において、補助参加人佐々木が平成26年9月定例会(丙6の2)、平成27年2月定例会(丙6の5)においてオールドAMIスタジアム視察を踏まえた質疑をしていることから、本件視察結果が県政に活用されていると主張しているようである。しかし平成26年9月定例会では、補助参加人佐々木は、オールドAMIス

タジアムは、要するに「震災のすさまじさを目の当たりにしてきました。」、「市民の憩いの場でもあり、選手にとっては聖地とされております。」と言及しているだけであって、知事との議論の材料には全くなっていない。平成27年2月定例会においては、補助参加人佐々木はニュージーランドの話題に少し触れているだけで、オールドAMIスタジアムの視察結果については全く議論していない。このように、上記各質問は本件視察に行ったことのエクスキューズとしてなされたものにすぎないことは明らかである

したがって、本件視察結果は県政に活用されておらず、また、今後も活用の具体的見込みは存在しない。このように視察結果が県政に活用されていないということは、本件スタジアムの視察がそもそも十分練られた目的をもって行われたことではないこと、視察が形だけのものであって実質的な調査が行われなかったことを裏付けている。

エ 小括

以上のとおり、オールドAMIスタジアムの視察には、視察の必要性が認められないうえ、実質的な調査が何ら行われておらず、視察結果が県政に活用されていない。そうすると、オールドAMIスタジアムがラグビーの聖地として著名であることを考慮すると、本件視察は視察に名を借りた観光中心の旅行であったというべきである。

(2) カーボンカテドラルの視察について

ア 視察の必要性はないこと

(ア)補助参加人らは、企画書において、カーボンカテドラルの主な調査項目 について「カーボンカテドラルの製作過程とその震災後の効果」を挙げて いる(甲1)。

また、補助参加人らは第1準備書面において、「震災復興調査」を視察 目的として掲げ、復興記念施設の整備、震災遺構の保存等が宮城県内の大 きな課題となっていることを踏まえて視察先としたことを主張している。 さらに、補助参加人らは第3準備書面において、哀悼の意を示すこと(補助参加人らはこれが主目的であったと主張している。)、カーボンカテドラルが被災地における復興にいかなる効果をもたらしているのか、観光面においていかなる効果をもたらしているのか、宮城県内における震災遺構に関する議論にいかすことができないかと考えて視察先としたことを主張している。

(イ)まず、「哀悼の意を示す」ことについては、上記(1)、ア、(イ)で詳述した「表敬訪問」と同様、仮に係る目的があったとしてもそれ自体は宮城県政に資する「視察」ではなく、公費をもって海外視察を行うための目的設定としては認められず、私的費用にて行うべきものである。

この点を置くとしても、係る目的はそもそも企画書(甲1)に掲げられていなかったものであるし、視察報告書(甲6)にも哀悼の意を示したことについて触れられていなかった。また、補助参加人らは監査委員の聴き取り調査に対しても哀悼の意を表するために訪問したと述べているが、視察目的についてはあくまで復興祈念施設の整備、震災遺構の保存との関係での「震災復興調査」であると述べた(甲11)。補助参加人らは本件訴訟の尋問段階に至って初めて、主たる目的は哀悼の意を示すことにあったと主張しているのであって、このように変遷を極めたうえでの主張は全く信用できない。

そうすると、哀悼の意を表するという目的は、そもそも公費支出による 視察の目的設定として不適切であることはもとより、補助参加人らが後か らとってつけた目的に他ならない。

(ウ) また、宮城県内における復興記念施設の整備、震災遺構の保存等の問題 について検討の一助とするのであれば、まさにクライストチャーチ市にお いて復興記念施設はどのような議論を経て建設に至ったのかを地元議員 等にインタビューすることが必要不可欠である。また、宮城県内で問題となっている震災遺構の問題は、遺族の心情との関連で保存すべきかどうかが問題となっている場合が多いのであるから、仮に震災遺構の問題の検討の一助とするのであれば、犠牲者の出たクライストチャーチ大聖堂をどう復旧するのかなど犠牲者の出た構造物の現状を視察し、遺族の話などを聴き取ることが必要不可欠である。加えて、補助参加人石川は、裁判官の補充尋問に対し、被災した建造物を遺構として保存する考えは、ニュージーランドでは「まるきり、もう最初からない」「保険会社さんとの部分の中でいつ解体できるかというような話は伺いました」と証言しており(石川43頁)、そもそもニュージーランドには「震災遺構の保存」という政策自体何ら存在しなかった。これでは宮城県における震災遺構保存政策に関わる調査等がなしうることは一切期待できない。このことは事前にほんの少し調査しさえずれば容易に判明したことである。

補助参加人らが第3準備書面で認めているとおり、震災遺構をどう保存するのかという問題につながる点では成果を得ることができなかったということであるが、事前の調査等も行っておらず、上記必要不可欠な調査すら調査項目に当初から組み込まれていなかったのであるから、何ら成果が上がらないのは視察するまでもなく明白であった。

(エ) さらに、復興にいかなる効果をもたらしているのか、観光面においていかなる効果をもたらしているのかを調査することが目的であったというが、キリスト教圏であるニュージーランドにおいて地震で破壊された大聖堂を再建したのであれば復興との関係ではキリスト教信仰の篤い住民の心を元気づけることになるのは当然のことである。また、観光面ではカーボンカテドラルは観光スポットになっていることはパンフレット(甲12)等を見ればわかるのであるから、観光面で効果があることも当然分かることである。補助参加人らも、首席司祭のリンダパターソン氏から説明

を受ける前から、カーボンカテドラルは観光的要素の強い建築物であると 考えていたと述べているのであるから(丙18等)、補助参加人らにおい ても観光面で効果があることは視察前から当然分かっていたことである。 このように、視察せずとも分かる目的に基づいて、視察の必要性を基礎 づけることはできないというべきである。

イ 実質的な調査は行われていないこと

補助参加人らは第2準備書面において、カーボンカテドラルにおいて、 首席司祭のリンダパターソン氏から、カーボンカテドラルが多くの被災者 の心のよりどころとなっていること等の説明を聴き取り、震災は誰にも予 想されないものであるが神の御心は人の計り知れないところで成就する旨 諭されたと述べている。そして、心のよりどころとなるその地域に沿った 施策建設物等の復興も重要であることを確認したとのことである。

しかしながら、補助参加人らは、クライストチャーチ市において復興記 念施設をどのような経緯で建設されることになったのか報告していないし、 犠牲者の出た震災遺構はどのようになっているのかについても何ら具体的 な報告をしていない。また、心のよりどころとなるその地域に沿った建設 物等の復興が重要であることは、日本国内でも過去の地震(関東大震災な ど)について記念施設、震災遺構が残されていることから視察をするまで もなく明らかなことである。

結局、補助参加人らは、司祭の説教を聞きに行っただけで、県政に活用することが可能な実質的な調査を何ら行っていない。

ウ 本件視察結果が県政に活用されていないこと

補助参加人らは、第1準備書面において、多くの被災地においてカーボンカテドラルのような施設を建設すべきであると述べているが、具体的にどのような建物を建設することが予定されているのかについて何ら説明できないでいる。補助参加人ら自身認めているとおり、震災遺構をどのよう

に保存するのかといった宮城県における震災遺構の問題について、役に立 つ視察結果は何ら得られていないのである。

以上からすれば、本件視察結果は県政に活用されていないことは明らかである。このように視察結果が県政に活用されていないということは、本件カーボンカテドラルの視察がそもそも十分練られた目的をもって行われたことではないこと、視察が形だけのものであって実質的な調査が行われなかったことを裏付けている。

エ 小括

以上のとおり、カーボンカテドラルの視察には、視察の必要性が認められないうえ、実質的な調査が行われておらず、視察結果が県政に活用されていない。そうすると、カーボンカテドラルがクライストチャーチ市における観光名所となっていること、実際には補助参加人らは首席司祭の説教を聞いただけであることを考慮すると、本件視察は視察に名を借りた観光中心の旅行であったことは明らかである。

(3) 市内トラムの体験乗車について

ア 視察の必要性はないこと

(ア)補助参加人らは、企画書において市内トラムの主な調査項目について「市 内トラム乗車を通して、その施設の現状と問題点」を挙げていた(甲1)。

補助参加人らは第1準備書面において、「震災復興調査」、「環境保護調査」を視察目的として掲げ、震災によって仙石線等が被災し、観光客の誘致が問題となる中で、路面電車の見直しが図られていることから、トラムを視察先に選定したと主張している。さらに、補助参加人らは第3準備書面において、仙台港の臨港地区の新交通システムの構築が検討課題となっていたことを視察目的に加えている。

(イ)まず、日本国内でも路面電車が観光資源として利用されていることは視察をするまでもなくインターネット等で調べれば容易に分かることであ

って (甲41)、わざわざニュージーランドでトラムを乗車して調査する 必要性はない。

- (ウ) また、補助参加人らは仙台港の臨港地区の新交通システムの構築が検討 課題であったと主張しているが、そのようなことは企画書(甲1)にも記 載されていないし、海外視察報告書でも報告されていないし(甲6)、監 査委員の聴き取り調査に対してもそのようなことに言及もしていない(甲 11)。補助参加人らは本件訴訟の尋問段階に至って初めて、仙台港の臨 港地区の新交通システムなるものに言及したのであって、後付けの目的で あるというほかなく、このような主張は全く信用できない。
- (エ) さらに、仮に復興にあたって街並みの景観問題を検討する一助とするであれば、クライストチャーチ市役所を訪問して、景観問題を担当している行政官に景観問題へのアプローチの仕方についてインタビューをするべきであった。トラムに体験乗車するだけでは宮城県内における問題の検討に資するところはなく、トラムを視察する必要性はなかったというべきである。

イ 何ら調査が行われていないこと

補助参加人らは第2準備書面において、トラムにリージェントストリートから植物園まで乗車しただけであったことを明らかにしたうえで、トラムが街の景観にどのようにいかされているのかを知り、震災後の景観、街づくりに有効なことを確認したと述べている。しかし、尋問の結果、そのような確認はなされていないことが判明した。

渡邊25頁が認めるとおり、「乗って、そして体験したというだけ」であって、何らかの具体的な調査をした事実は認められない。真にトラムの意義を視察するのであれば、少なくともトラムの運営主体にトラムの経営方法、運営経費、収入等を調査すべきであるところ、係る調査等が実施された形跡は一切ない。

さらに、補助参加人らは丙4でトラムでの移動行程を地図を示しているが、トラムが走っていないところを移動行程として示している始末である (甲42)。補助参加人らはトラムが走っている箇所すら把握していないところからすると、トラムについて何一つ調査されていないというほかない。

ウ 本件視察結果が県政に活用されていないこと

補助参加人らは、第1準備書面において、震災復興、環境保護対策はもとより、地域活性化、観光誘致の材料としても貴重な視察であったと主張し、第2準備書面において今回の視察結果を県内の被災地区における都市との景観保存との関係で検討していきたいと主張し、第3準備書面においては、将来新交通システムを構築するに際して参考になったと主張する。復興計画に役立てるのか、仙台港の臨港地区の新交通システムの構築に役立てるのか、補助参加人らの主張は変遷を極めており、結局何に役立てるのか全く明らかになっていない。当然本件視察結果を役立てるための具体的な内容は何も明らかにしていない。

そうすると、本件視察結果は県政に活用されていないというべきである。 このように視察結果が県政に活用されていないということは、本件トラム の視察がそもそも十分練られた目的をもって行われたことではないこと、 視察が形だけのものであって実質的な調査が行われなかったことを裏付 けている。

エ 小括

以上のとおり、トラムの視察には、視察の必要性が認められないうえ、何一つ調査が行われておらず、視察結果が県政に活用されていない。そうすると、トラムがクライストチャーチ市における観光名所となっていること、前述のように実際には補助参加人らはトラムに乗車して景観を楽しんだだけであることを考慮すると、本件視察は視察に名を借りた観光中心旅

行であったことは明らかである。

(4) イーデンパークについて

ア ラグビー観戦が真の目的であったこと

補助参加人らの尋問の結果、イーデンパーク視察の真の目的がスーパーラグビーの観戦であったことが判明した。補助参加人らは、報告書(甲6)、各準備書面や各陳述書において、イーデンパークでラグビーを観戦したことを一言も述べてこなかった。これは観戦の事実を秘匿していたと評価される。尋問において、観戦の有無を問われて補助参加人渡邊も補助参加人池田も、イーデンパークに入ってスーパーラグビーを観戦したことを認め(渡邊21頁、池田6頁)、観戦の事実が露呈した。

言うまでもなくスポーツ観戦はレジャーであり、特にニュージーランドにおいてラグビーは国技であり国民的人気を有するスポーツであるから(公知の事実)、同国でのラグビー観戦は正に観光そのものである。

したがって、イーデンパーク視察の真の目的はスーパーラグビーの観戦 にあったことは明らかである。

イ 視察の必要性はないこと

- (ア)補助参加人らは、企画書において、イーデンパークを視察先として挙げていなかったが(甲1)、第3準備書面に至って、ひとめぼれスタジアム、ユアテックスタジアムの国際的ビッグイベントを開催するにあたって、イーデンパークでの渋滞対策の参考にするために視察先としたことを主張するようになった。
- (イ) イーデンパークを視察先とした経緯につき、補助参加人渡邊は、補助参加人らがクライストチャーチに到着したときにAMIスタジアムを視察対象からはずしてイーデンパークのほうをみることになったと証言する (渡邊21頁)。係る証言を前提にすると、補助参加人らは当初からイーデンパークを渋滞対策の参考にするために視察対象としたわけではない

ことは明らかである。渡邊21頁が述べるとおり、イーデンパークを調査するための調査事項について、調査前に協議したことは記憶にないのも当然である。この点、池田5頁は、イーデンパークを視察するのは海外調査に行く段階から決まっていたと供述するが、この供述は、企画書にはイーデンパークの記載はないことに反しているし、渡邉21頁にも反していることから、信用できるものではない。

そして、渋滞対策として一般車両進入区域が設けられていることは、補助参加人らがイーデンパークに行って初めて知ったことであるから(渡邊22頁)、渋滞対策のためにイーデンパークを視察先としたという補助参加人らの主張は到底信用できない。

- (ウ) したがって、「渋滞対策の参考にする目的」というのは後付けのもので あることは明らかであるから、係る目的をもってイーデンパークの視察の 必要性を基礎づけることはできない。
 - ウ 実質的な調査が行われていなかったこと

補助参加人らは平成27年10月9日付第2準備書面において、イーデンパーク周辺において一般車両進入禁止区域を設けていることが分かったことをもって本件視察の成果であると主張しているようである。

しかし、一般車両進入禁止区域を設けられていることは、状況で分かったというだけであり、どのような制度に基づいて運用されているのかについて関係者に聴き取りを行うなどの調査は何らしていない(渡邊22頁、池田7頁)。具体的には、補助参加人らは、周辺住民が宅地を駐車場として利用する際の制度、法的問題点、トラブルの内容等について何ら調査をしていないことが裁判官の補充尋問によって露呈した(池田18頁)。具体的な制度の内容、法的問題点、トラブルの内容等が分からなければ、宮城県内のスタジアムにおける渋滞対策を検討するのに何ら資するところはないのであるから、県政に資する実質的な調査は何らなされていないことは明

らかである。

また、補助参加人らは、同日、18時40分にホテルを出発し(上記準備書面(8頁))、試合開始時間に間に合うようにイーデンパークに到着しているから(池田6頁)、その途中に一般車両進入禁止等の周辺事情を眺めただけであり、何ら視察に値しない。このような時間帯に出発したことからして、目的はラグビーの試合を観戦することそのものにあったことは明らかであり、イーデンパークについて詳しく視察することなどできない。

このような実情、報告の内容からすれば、イーデンパークについて何ら 実質的な調査は行われなかったというべきである。

なお、池田5頁から6頁は、トイレの数はどの程度か、避難経路はどうなっているのかなどを調査したと供述しているが、このような調査を行うことは企画書(甲1)にはないし、このような調査を行ったことについて視察報告書(甲6)にも記載はない。そもそも補助参加人らが調査の成果としてこれまで主張していなかった事柄であるから、実際にこのような調査を行ったとは考えられず、池田の供述は信用できない。

エ 本件視察結果が県政に活用されていないこと

補助参加人らは、平成26年9月11日の予算特別委員会での補助参加 人石川の質疑、平成26年9月30日の本会議一般質問、平成27年2月 の本会議予特総括質問における補助参加人佐々木の質疑を、本件視察結果 の県政への活用例を考えているようである。

しかし、平成26年9月11日の予算特別委員会での補助参加人石川の 質疑が県政への活用例とは到底言えないことについては原告の平成27 年7月22日付準備書面(2)6頁から7頁で主張したとおりである。

また、補助参加人佐々木の質疑についても、ニュージーランドに行った ことが言及されているだけで、本件視察結果をどう県政に反映させるのか 具体的な施策の議論に全く結びついていない。係る質問が視察に行ったこ とのエクスキューズにすぎないことは他の質問と同様である。

したがって、本件視察結果は県政に一切活用されておらず、かつ、今後 も活用の見込みはないことは明らかである。

才 小括

以上、イーデンパークの視察には視察の必要性が認められないうえ、実質的な調査が行われておらず、視察結果が県政に活用されていない。イーデンパークにおいてスーパーラグビーを観戦したということからすると、本件視察は視察に名を借りた観光中心の旅行であったことは明らかである。

2 マウントクック国立公園

(1) 視察の必要性及び関連性が認められないこと

本件海外視察における目的の1つとして、環境保護対策と観光資源の在り 方調査が挙げられ(甲1)、調査項目として「マウントクックの世界の観光 地の環境保護対策についての現状」が挙げられている。

しかしながら、宮城県内には世界遺産が存在せず、世界遺産に登録されている自然環境を調査することは上記目的とは関連性を有しない。

(2) 事前の調査・検討を何ら行っていないこと

ア 宮城県政に関する調査がなされていない

(ア) 宮城県の課題に関する補助参加人の主張

補助参加人は、マウントクック国立公園を視察した理由として、「宮城県内には日本三景松島や三陸海岸、蔵王、栗駒、船形連峰など多くの自然観光資源を有しているが、これらを観光地として十分に生かすことができていない。」ことから、「自然を生かして観光地として成功し、世界遺産に登録されるに至ったマウントクックや、世界遺産登録が検討されているデカポ湖畔を実際に視察することにより、いかにして自然観光資源を一大観光地にすることができたのかを調査する必要があった。」と主張している(補助参加人第3準備書面、甲18参照)。

そうであれば、マウントクック国立公園の視察にあたって、宮城県の具体的な課題及びその原因についての調査検討がなされて然るべきである。

(イ) 自然環境に関する調査・検討がなされていない

前述のとおり、宮城県の課題について、補助参加人石川は、「自然観光 資源を観光地として十分生かすことができていない。」と供述した(甲1 8)。この点、原告訴訟代理人から、「具体的にどのような点で観光地と して十分生かすことができていないと考えているか。」との質問に対し、 「自然環境をしっかりと保護した形で、観光資源として自然のまま残す部 分というのが、やはりその辺がちょっとあちら(原告代理人ら注:マウン トクック国立公園)とは違うなというふうに。」と回答した。続けて、原 告訴訟代理人から「松島とか三陸海岸は自然のままきちんと残せていない と、そういうことですか。」と問われたのに対し、「いや、残せていない というか…」と何ら具体的な説明ができず、返答に窮する有様であった(石 川29~30頁)。

このような尋問における補助参加人石川の態度からすると、同人らが宮城県の自然環境に関する調査・検討を行っていないことは明らかである。 このことからすれば、そもそも補助参加人らが主張するような内容の「宮城県の自然環境に関する課題」自体存在しないことは明らかである。

(ウ) みやぎ環境税に関する主張は虚偽かつ後付けである

補助参加人らは、視察の目的の前提として、「みやぎ環境税」を用いた「みやぎグリーン戦略プラン」が策定され、同プランでは自然環境等への 貢献を通した地域経済の活性化が求められていること、しかしながら、宮 城県では自然環境資源を観光地として十分活かせていないことが宮城県に 課題があると主張している(補助参加人第3準備書面・8~9頁)。また、 補助参加人石川は、「宮城県では、『みやぎ環境税』を徴収しているが、 徴収後は各市町村に分配されてしまい、環境保全にあまり使われていない という現状があります。マウントクック視察により、宮城環境税の使途について、登山コースの保全等、観光面にも生きる形で税金を用いることも検討すべきであると考えました。」と証言している(丙18、9頁)。

しかしながら、補助参加人石川は、事前に「みやぎ環境税」の使途について問題意識を持って本件海外視察に臨んだのか、という質問に対し曖昧な回答に終始している(石川30~31頁)。また、本件訴訟に先立つ監査請求において、監査委員から補助参加人らに対する聴き取り調査が実施されているが、当該聴き取り調査では何ら「みやぎ環境税」や「みやぎグリーン戦略プラン」への言及がなされていない(甲11、25~26頁参照。なお、監査結果において、補助参加人に対する調査結果は、「できる限り回答書の原文に即して記載する。」とされている(同23頁))。さらに、海外行政視察報告書(甲6)においても何ら言及がなされていない。以上からすれば、補助参加人らが「みやぎ環境税」に関して具体的な知見を何ら有しておらず、補助参加人らが本件視察に先立ち「みやぎ環境税」についての問題意識を何ら有していなかったことは明らかである。そうすると、補助参加人らの上記海外視察の目的に関する主張は、本件海外視察の目的を正当化するために後付けでなされた虚偽かつ後付けの主張であり、当該事項は、本件海外視察当初においては何ら考慮されていなかった

イ マウントクック国立公園に関する調査・検討がなされていない 本件視察が宮城県政にとって有意なものであるかを確認するためには、 視察候補地の調査・検討が必須であることは明らかである。

ことは明らかである。

しかしながら、マウントクック国立公園に関する調査について、補助参加人石川は、「多少調べた。」「調べた内容は、世界遺産になっているということぐらい。」旨証言している(石川29頁)。このように議員らにおいて、マウントクック国立公園について何ら調査していないに等しいこ

とを自認している。

(3) 視察内容が極めて不十分であること

原告準備書面(3)で主張したとおり、マウントクック国立公園はニュージーランドでも有数の観光スポットであるところ、甲6号証のマウントクック国立公園についての報告は、観光ガイドのような外形的事実を記載したにすぎない。補助参加人石川は、マウントクック国立公園の視察態様について、レストランにおいて食事を取りながら、1時間から1時間半ほど現地ガイドから話を聞いただけと述べている(石川32頁)。このことからも、補助参加人らの視察は、一般人の観光と何ら異なるものとはいえない。

なお、報告書(甲6)において「動物も植物も外国種を持ち込まない方針があり、自然環境保護のためこのことは徹底されている」と記載されている。そうすると、仮に当該視察内容を宮城県政に反映させようとするのであれば、宮城県の自然公園における外来種に関する規制内容は、重大な関心事であろう。しかしながら、補助参加人石川は、「宮城県の自然公園において、持込みを禁止していない公園があるか」との質問に対し「すみません、分かりません」と何ら宮城県の自然公園に関する知見を持ち合わせていないことを自認する回答をしている(石川30頁)。補助参加人石川の回答は、本件視察が単なる物見遊山に過ぎないことを端的に物語るものである。

(4) 視察結果が県政に反映されていないこと

上記のとおり、補助参加人らの視察内容はいずれも一般的な事柄でしかなく、視察をするまでもなく容易に判明することばかりではあったことから、 視察結果が県政に具体的に反映されることは今までもそしてこれからもお およそ期待できない。

(5) 小括

以上、マウントクック国立公園への視察については何ら必要性・合理性は 認められず、視察内容は極めて不十分であり、視察結果も県政への反映・活 用が何ら期待できないものであったことは明らかである。

3 テカポ湖畔

(1) 視察の必要性も関連性も認められないこと

補助参加人らは、本件海外視察における目的の1つとして、環境保護対策と観光資源の在り方調査が挙げられ(本件企画書、甲1)、調査項目として「テカポ湖のその観光資源の保護と現状と今後の課題」が挙げられている。しかし、この視察目的は極めて抽象的で内容がない。

原告は、テカポ湖畔のマウントジョン天文台は、ニュージーランド有数の 天文台として観光ツアーも組まれている観光名所であるし(甲7)、そもそ も宮城県内には世界遺産が存在せず、世界遺産に登録されている自然環境を 調査することは上記目的とは関連性を有しない、星空視察も宮城県政との関 連性がないと主張し、尋問に臨んだ。その尋問の結果、星空視察の必要性も ないし、宮城県政との関連性も認められないことが明白となった。すなわち、 そもそも補助参加者らは①「観測場所の環境整備」を実現するつもりがない ことからして、ニュージーランドの星空を視察する必要性がないこと、視察 での獲得目標もなく、②ニュージーランドの有名な星空を見ただけなので、 県政との関連性も認められないこと、そのような安易な旅行であったため に、③一般の観光ツアーと差がないこと、が明白となったものである。

補助参加人らが主張していた視察目的が極めて不合理であり、視察内容も 極めて不当であることが判明したものである。以下詳論する。

(2) 「観測場所の環境整備」を実現するつもりがないことが判明したこと

ア 補助参加人石川及び補助参加人佐々木の尋問結果

補助参加人石川(丙18、8頁)及び補助参加人佐々木(丙16、2頁)は、観測場所の環境整備が十分に進んでいるとはいえない現状にある旨主張していたが、尋問の結果、具体的にどんな整備が遅れているのか、不備なのかを全く説明できなかった(石川25頁以下、佐々木7頁)。つまり、

補助参加人らは、宮城県の観測場所の具体的な課題を何も把握しないまま、 漫然と星空を見ただけである。ニュージーランドで観光してみたいものと して星空は第1位であるから、補助参加人らの行動は観光そのものであり、 およそ視察の名に値しない。

この点、補助参加人石川(丙18、8頁)及び補助参加人佐々木(丙6 の6、6頁)はまことしやかに、宮城県内の天体観測場所として、①仙台 市天文台、②牡鹿御番所公園、③内沼サンクチュアリセンター付近、④く りこま高原いわかがみ平、⑤栗原市深山牧場、⑥蔵王高原刈田駐車場、⑦ 鳴子温泉鬼首吹き上げキャンプ場等を挙げているが、①乃至⑥はホームペ ージ(甲43)の受け売りに過ぎない。

補助参加人石川は①、②、③、④及び⑥を視察したことがあると説明したものの、その場所を白地図に記入することもできないと述べた(石川26頁)。補助参加人らは本気で宮城県内の天体観測場所の環境整備を進めようなどとは考えていないのである。

イ テカポを視察しても光害防止には役立たない

そもそも環境整備を進める上で海外の星空を見る必要など全くない。補助参加人らは「光害」を掲げるが、既に30年以上前から光害は問題になっており、各地で「ライトダウンキャンペーン」(省エネや光害防止のために、無駄な光を出さないように建物のライトアップを消したり、ネオンサインを消したり、家庭の電気を消したりカーテンを閉めたりする運動で環境省が呼びかけている)も行われている。しかし、光害防止のために夜を暗くすることは防犯の点、事故防止の点、夜景観光の点、町の発展の点等で常にジレンマを抱える宿命にある。このジレンマをどうやって乗り越えるかが日本の光害問題の核心であり、テカポのような人口が少ない場所とは事情が全く異なる(もっとも、テカポでさえ、暗い環境の維持と村の開発の両立は簡単なことではない、甲17の2頁目22行目、甲20の4

枚目等)。

ウ 天体観測場所の環境整備の優先順位は光害防止ではない

そもそも天体観測場所の環境整備の優先順位は、日本では暗い空を守ることではない。上記のとおり日本では光害防止には限界があるから、今ある夜空の環境に甘んじた上で、第1に市民が安全に、第2に快適かつ気軽に星空を楽しめることが優先されている。つまり、星空が美しい場所はひとけがなく、街灯も少なく、トイレや水道も整備されていないことが多い。これでは初心者(特に女性や子ども)等が安心して安全に星空を楽しむことができない。そこで、観測場所でのトイレや水道の整備が優先されるとともに、いわゆるハード面ではなく、安全に楽しめるようにイベント等のソフト面(男性ら複数の案内者がまずは安全を確保して星空案内をする)に力点が置かれるのである。補助参加人らはこのような実情を全く知らず、単に「環境整備=光害をなくすこと」と述べており(佐々木7頁)、天文普及に何が重要かという基本を知らなかった。

エ 補助参加人佐々木の認識は無知とやる気のなさを露呈している

極めつけは、補助参加人佐々木の認識である。同人は、「仙台市天文台が青葉区西公園に所在している」との誤った認識であった(佐々木16頁)。西公園にあった仙台市天文台は、平成19年に青葉区錦ヶ丘に移転しているが(公知の事実)、補助参加人佐々木はそれすら知らなかった。「天体観測場所の環境整備をしたい」「光害がひどい」とまことしやかに述べていた同人は、この9年間、錦ヶ丘の仙台市天文台を訪問したことすらないのである。関心もなく不勉強だからこそ、「ニュージーランドに行くのだからついでにテカポで星空を見よう」と物見遊山の安易な「視察」を考えつくのである。

オ 議会での質問はパフォーマンスに過ぎない

結局、補助参加人らは、宮城県の天体観測の環境整備を本気で取り組む

つもりなど全くなく、だからこそ、ホームページで探し出した天体観測場所 (甲43)を陳述書に引き写したり (丙18、8頁)、監査請求後に議会でうわべだけ質問したりして取り繕ったのである (丙6の6、6頁)。 議会での質問内容を見れば、具体的政策提言はなく、自らの経験をひけらかすだけのものであることが分かる。この程度の発言 (質問) なら現地に行かなくても十分述べることはできる。補助参加人佐々木は、監査請求を受けたことから、物見遊山の本件旅行への批判をかわすために議会でパフォーマンスをしたに過ぎない。パフォーマンスからは何も生まれるはずはなく、結局、テカポ視察の成果は何ら県政に反映されていない。

(3) ニュージーランドの有名な星空を見ただけであること

ア テカポ湖畔は宮城県とは全く異なり、参考にならない

前記のとおり、そもそも、震災後の復興を視察して参考にするなら、津波被害を受けたスマトラ島などを視察先に選ぶはずである。これと同様に、本当に県内観測場所の環境整備のために参考にするなら、気象条件や光害の状況が宮城県と似通っている場所を選ぶはずである。テカポは湿度が低く空の透明度も優れており、晴天率も高く、人口が少なくて光害も少なく、そもそも南半球なので天の川の中心部が天頂付近に昇るから、あらゆる点で宮城県とは異なっている。そんな場所を視察しても宮城県の課題とは関係がなく、全く参考にならない。

イ 参考になりそうな国内の場所すら検討していない

宮城県と似た場所は海外にはなく、有益な視察をするならむしろ国内こそが望ましい。岡山県の旧美星町(甲21及び甲22)などが参考になる場所である。補助参加人らはそのようなことすら知らず、検討すらしなかった。そういった実態が補助参加人石川及び補助参加人佐々木によって判明した。

参考になりそうな場所を真剣に選定するという態度はかけらもなく、単

にニュージーランドに行ったので、有名な星空を見ただけなのである。視察に名を借りた観光そのものである。

(4) 一般の観光ツアーと差がないこと

ア 報告書(甲6)は視察しなくても得られる情報ばかりである 補助参加人らが行った「視察」も一般の観光ツアーと差がない。

確かに、補助参加人らは、夕食時にグレイム・マレー氏から話を聞いたようだが、その内容を報告書(甲6)から読み取ると、わざわざ視察しなくても、インターネットや文献等で得られる情報ばかりである(甲15乃至甲20)。たとえば、星空を世界遺産に登録しようという取り組みは、グレイム・マレー氏は様々なメディアで述べているし(甲17)、アース&スカイ社は星空ツアーの際に一般の観光客にも訴えている(甲16、2頁等)。また、上記のとおり、光害を防止することが天体観測で重要なのは、既に30年以上前から指摘されていることであり、テカポに行くまでもなく分かることである(甲7、甲15、6頁、甲16、2頁、甲17、甲19、4頁)。

イ アース&スカイ社から観光客と同等のサービスを受けたに過ぎない そもそも、アース&スカイ社は、観光客に星空を見せるツアーを行って

いる会社であり、平成26年3月27日夜、他の一般の観光客も星空ツアーを楽しんでいた。当然一般の観光客にも同社は「この星空環境を保全したい。星空を世界遺産にしたい」と説明するのであり(甲16、2頁等)、補助参加人らが他の観光客と異なる何か特別な知識を授けられたとは到底いえない。結局、核心は星空を見せるツアーなのであるから、補助参加人らも観光サービスを受けたことに変わりはない。

また、補助参加人らは専用車と呼ばれる種類の車で観測場所まで移動したなどと述べるが、他の観光客も同種の車で移動するのだから、何も特別なことではない。なお、補助参加人らは、山道で専用車が完全な無灯火で

走行したと証言したが、あり得ない。天体観測の重要な前提は安全性であり、ヘッドライトを消しても小さなライトを点けてきちんと安全は確保している。

(5) 小括

以上のとおり、テカポ湖畔への視察についても何ら必要性・合理性は認められず、それどころか、補助参加人らは特定の政策を実現するつもりもなく、 視察内容も観光ツアーと大差なく、視察結果も県政への反映・活用が何ら期 待できないものであった。

4 ワイラケイ地熱発電所

(1) 視察の必要性が存在しないこと

補助参加人らは本件視察の目的の1つとしてエネルギー政策に関する調査を掲げているところ、視察先との関連からすればエネルギー政策とは具体的には地熱発電政策である。しかしながら、原告の準備書面(3)(20頁)でも詳述したとおり地熱発電は我が国及び宮城県において主要なエネルギー政策とは位置づけられていない。地熱発電はハイリスクでありかつローリターンの事業であり、温泉事業者の団体による地熱発電に対する反対運動が起こる等(甲44、4頁)、多くの課題を抱えており、依然として我が国の主要なエネルギー政策になり得ていないのである。宮城県唯一の地熱発電所である鬼首地熱発電所についても、重大な環境等への影響への配慮・措置が環境省から求められている等(甲45の1、2)、宮城県における地熱発電政策の推進には非常に高いハードルがあると言わなければならない。そして、これらはいずれも視察するまでもなく容易に判明する情報である。

このように、地熱発電政策は宮城県の主要なエネルギー政策とはいえないのであるから、多額の費用をかけてまで海外視察を行う必要性は存在しないのであって、そもそもの視察目的自体、不合理不必要である。

(2) 事前の調査・検討等を何ら行っていないこと

補助参加人らは、本件視察に先立ち、上記の通り宮城県の地熱発電政策には多くの課題があるにもかかわらず、これらに関する何ら具体的な調査を行っておらず、視察先における具体的な調査項目も設定していない。

この点、補助参加人石川は、証人尋問において、「あなた方は本件視察に先立って、宮城県内の地熱発電に関する政策課題について調査されましたか。」という質問に対し、「私は記憶にありません。」と証言しており(石川32頁)、同池田は、「今回の視察に先立って、女川原子力発電所の発電量と鬼首地熱発電所の発電量、これらの差がどれくらいあるかといった観点からの事前の検討は行いましたか。」という質問に対し、「しておりません。」と証言しており(池田10頁)、事前に何らの調査等をしていないことが明らかになった。

なお、補助参加人佐々木は、「視察に行く前の話ですけれども、宮城県の地 熱発電政策にはどんな問題があるとお考えだったのでしょうか。」との質問 に対し、「地熱を利用できるエリアというのは、例えば仙台ですとか秋保で すとか、ああいう温泉地帯がほとんどなんですけれども、実際にここで発電 をする企業者が本当にいるのだろうかというのが、一番ここではネックでは ないのかなというふうに思っております。企業者というか、自分たちで発電 機能を造ろうという、例えば東北電力さんが原子力発電をやめて地熱発電に 切り替えようとか、そういう政策的なものがなかなか見付からなかったと、 そういうことです。」(佐々木9、10頁)と証言しているが、いずれもごく 一般的な事柄について抽象的に述べるものにすぎず、宮城県特有の問題点、 地熱発電導入の課題等について何ら調査をしていないことが浮き彫りになった。

さらに、日本国内には主要な地熱発電所が17箇所あり(甲44、3頁)、 中には地熱発電における熱をハウス栽培に活用する等(甲44、15頁)積 極的な政策を実施している発電所もある。にもかかわらず、補助参加人らは、 係る国内の発電施設についても事前調査・意見交換等を行わないまま本件視 察に臨んでいる。

前述の通り地熱発電政策には多くのクリアすべき課題がある以上、「海外の」地熱発電所を視察する以上、宮城県における具体的な課題・問題点等を調査し、他県の地熱発電所ひいては我が国の地熱発電政策について調査をし、具体的問題意識を持った上でないと何ら視察の意味を有さない。したがって、補助参加人らが事前検討・調査等を何ら行っていない事実は、本件視察が無意味であったことを端的に示すものである。

(3) 視察内容が極めて不十分であること

ア 視察内容についても、補助参加人らはグレッグ・ビグナール氏に1時間 半から2時間ほど話を聞いただけで、肝心な地熱発電施設の見学すら行っ ていない(石川33頁)。

地熱発電はその設備によって環境への影響が懸念されることからすれば、 地熱発電設備及び附帯設備の決定等には慎重な検討が求められる。そうで ある以上、現地の地熱発電設備を実際に目で見た上で、同設備の決定・内 容等について説明を受けることによって、ニュージーランドの地熱発電施 設・政策等についての理解を深めることができる。このように、ニュージ ーランドに赴いて地熱発電所を視察することの最大の意義である。しかし ながら、補助参加人らは係る施設を何ら視察することはなかったのであり、 同所視察の最大の意義が達せられなかった。

また、グレッグ・ビグナール氏からの講義内容についても、補助参加人 らが特に講義を受けたい内容等について事前に伝えていたということもな く(石川33頁)、ごく一般的な地熱発電政策について説明を受けただけで あった。このことは、補助参加人らの海外行政視察報告書(甲6)の記載 からも明らかである。すなわち、同報告書には、「地熱発電をすることによ っての災害等を理解し、コストなどの障害を克服することで有効に活用できる。例として、発電で使った地熱の余熱を活用して、温室栽培や、養殖、温水プール、製紙工場や、暖房など有効利用することによってコスト低減や新たな雇用確保ができる」等と一般的抽象的な記載がなされているにとどまり(9頁)、いずれも視察をするまでもなく容易に判明する事柄である。単に一般的なレクチャーを受けるだけならばテレビ電話・スカイプ等でも十分に可能なのであって、係る講義を多額の公費をかけて「現地で」行う必要性は存在しない。

このように、ワイラケイ地熱発電所視察の必要性は存在せず、かつ、補助参加人らの視察によって、ニュージーランドに行かなければ入手できないような宮城県の地熱発電政策にとって有用な情報は何ら得られなかったといえる。

イ 補助参加人らは、同日の夕食時にマオリ族のハンギディナーを楽しんだ。 ハンギディナーは温泉の蒸気による地熱を利用し、肉、魚、野菜類を葉に くるんで蒸し焼きにするマオリ族の伝統料理であり、ハンギディナーとマ オリショーはロトルアの観光名物である(甲12、50頁)。同日の行程全 体及び上記で主張した視察内容・結果等からすれば、補助参加人らはマオ リ族のハンギディナーの鑑賞を真の目的として同日の視察を行ったと評価 するほかない。

(4) 視察結果が県政に何ら反映されていないこと

ア 補助参加人の視察内容はいずれも一般的な事柄でしかなく、視察をする までもなく容易に判明することばかりではあったことから、視察結果が県 政に具体的に反映されることは今までもそしてこれからもおおよそ期待で きない。

この点、補助参加人石川は、「本件視察後に、宮城県の県政との関係で、地熱発分野で具体的に視察結果を活用したという事例は、あなたの把握す

る限りでありますか」という質問に対し、最終的には「それはないと思います。」と証言している(石川33、34頁)。

また、佐々木議員は、本件視察の成果について、「実際に原子力政策を廃止して別の自然エネルギーをというときに、これほどの熱資源を持った県はこの辺ではないわけですから、これを利用しない方法はないだろうと。ただ、そこに至るまでのハードルがあまりにも高過ぎるのかなというのが、現実として感じたものです」、「日本の政策の中で、地熱の位置づけを、発電業者になり得る人がもっともっと理解する、そのために我々が先陣を切ってこの施設を見てきたというふうに思っておりますので、そういう提言をずっとし続けていくというのが大切なのではないかなというふうに思っております」などと証言している(佐々木10、11頁)。係る証言は、補助参加人らは、ワイラケイ地熱発電所への視察によって県政に反映可能な具体的情報を何ら得られなかったことを自認するものである。

以上、補助参加人らが本件視察で何ら県政に活用可能な具体的成果を得られなかったことが明らかになった。

イ なお、補助参加人池田は、裁判官からの質問に対し、「うちのほうは地熱 発電は難しいかもしれないけれども、余熱だけは使えるかなと、地域の農 産業に使えるなというふうに考えました」とあたかも宮城県政に活用でき る視察の成果が得られたかのごとき証言をした。

しかしながら、裁判官の更なる尋問の結果、最終的には、発電をしないで余熱だけ利用するということについては、「それは無理だと思います。」と証言しており(池田19、20頁)、自ら県政への活用が不可能であることを認めるに至っている。語るに落ちていると言わなければならない。係る証言経過からも、補助参加人らは、実際には県政に活用できるような成果を何ら得られなかったにもかかわらず、あたかも係る成果があったかのようにその場その場で取り繕っていることは明らかである。このように、

具体的成果があったかの如き補助参加人らの主張・証言は何ら信用できる ものではない。

ウ 加えて、補助参加人らは地熱発電について県議会で質問しているが、原 告の準備書面(3)(22頁以下)で詳述したとおり、これらの質問はいず れも地熱発電一般論について述べることに終始し、何ら具体的・積極的な 内容を含まない。海外視察に行ったことのエクスキューズとして係る質問 をしたと評価するほかない。

(5) 小括

以上の通り、本件視察目的のうちエネルギー政策及びワイラケイ地熱発電 所への視察については何ら必要性・合理性は認められず、視察内容は極めて 不十分であり、視察結果も県政への反映・活用が何ら期待できないというも のであった。

5 キウイ360、コンビータ養蜂場、タウランガ酪農場

(以下、当該3箇所をまとめる時は「TPP関係視察先」という。)

(1) はじめに

TPP関係視察先は、「TPP問題調査」のための視察先であった。しかし、そもそも宮城県とニュージーランドではTPP問題に関する利害状況は正反対であり、TPP問題調査は名目的なものに過ぎず、派遣議員らは単にニュージーランドへ行きたかっただけであることは本書面の第2、5以下において詳述したとおりである。

そして、TPP関係視察先のうち、キウイ360とコンビータ養蜂場は、ニュージーランドでも有名な観光地である(甲28、甲29)。派遣議員らは、かかる観光地に、視察の必要性もないのに、事前準備もせず、物見遊山程度の時間訪れ、何ら県政に関して成果を上げることができなかったというのだから、観光以外の何物でも無い。以下、具体的に述べる。

(2) 視察の必要性が全く無いこと

ア 「TPP問題」という視察目的は、キウイ360、コンビータ養蜂場、 タウランガ酪農場を視察する必要性を基礎づけないことについて

ニュージーランドは、農業的には輸出国であり、TPP問題について日本や宮城県とは利害関係が全く逆である場所である事は誰の目にも明らかであった。事前研修の資料(甲6、26頁以下)からもそのことは明らかである。

また、宮城県において、キウイや蜂蜜はほとんど生産されていない上(甲24から27)、酪農も宮城県の主たる産業でもない(石川14頁)。

したがって、宮城県のTPP問題を調査するにあたり、TPP関係視察 先を選定する具体的理由は全く見当たらないというほかなく、派遣議員ら はただ観光地を観光する名目としてTPP問題を掲げただけであるという ほかない。

イ 派遣議員らは、視察先の選定を自発的に行っていない

視察先を選定するには、そもそも視察の目的があり、それにかなう場所の選定が必要になる。本件ではそもそも「TPP問題調査」などという目的が後付けで意味のないものである事はすでに述べたが、派遣議員らは視察場所の選定についても、全く関与していない。

すなわち、原告代理人が、キウイ360及びコンビータ養蜂場への視察することを提案した者が誰か質問したところ、補助参加人佐々木は、「石川議員と…まあちょっとはっきり記憶がないんですけれども。」(佐々木12頁)、「ちょっと記憶にないですね」(佐々木13頁)などと述べた上、旅行会社が提案したことがどうかも分からないと述べた(佐々木13頁)。

また、補助参加人佐々木自身が最も興味を持っていた、タウランガ酪農場についても(佐々木14頁)、視察先としてタウランガ酪農場を提案し

た者が誰なのか記憶にないという(佐々木、12頁から13頁)。

さらに、ニュージーランド国内の視察先の選定について、具体的なすり あわせについて記憶の有無について裁判所から質問があったが、補助参加 人石川は答えることすらできなかった(石川46頁)。

これらの証言から分かるのは、派遣議員らは、TPP問題調査の視察先をどこにするかについて何ら具体的な議論をしなかったということである。そして、TPP関係視察先のうち、キウイ360及びコンビータ養蜂場は有数の観光地であること、逆に、「タウランガ酪農場」は観光地でなく著名な場所でもないため、派遣議員らが自発的に考えつくことはありえないことからすれば、旅行会社が提案をしたことは明らかである。

そうすると、派遣議員らは、旅行会社から与えられたルートをただ見に て回ったというにすぎない。これらの場所を視察する目的や問題意識がそ もそも存在しなかったのである。視察の必要性など論じるまでもなく存在 しなかったのである。

ウ なお、「六次産業化」という文言は、報告書はおろか、企画書にも、視察先の質問にも現れなかった(石川37頁、佐々木15頁)。したがって、「六次産業化」については、もともと視察の目的でもなく、視察の内容にもなっていなかったことは明らかである。

(3) 事前準備を何ら行っていないこと

ア キウイ360、コンビータ養蜂場について

補助参加人らは、視察前に議員どおしで協議を行っているはずであるが (甲6 2頁)、キウイ360に関する協議の内容について原告代理人が 質問をしたところ、「ちょっとした打ち合わせは必ずやっています。私自 身はあんまり、興味が薄いというか、はっきりとした記憶はございません。」 (佐々木14頁)と述べているほか、コンビータ養蜂場についても上記キ ウイ360と全く同じである旨回答した(佐々木14頁)。 また、キウイ360、コンビータ養蜂場については、視察前に、質問事項も作らなかった(佐々木14頁)。

上記2箇所は、観光名所でありそのことは容易に知ることができるが(甲28、甲29)、補助参加人佐々木は、そのことすら「実際に見てから分かりました」(佐々木13頁)と述べており、自らが視察する場所がどのような場所なのかすら事前に把握していなかったことが明らかになっている。このように、キウイ360、コンビータ養蜂場については事前準備は皆無であり、補助参加人らは、ただ観光地を見に行っただけなのである。

イ タウランガ酪農場について

タウランガ酪農場の訪問に関する報告書は補助参加人佐々木が起案して おり(佐々木11頁)、補助参加人佐々木はタウランガ酪農場視察について 「これは自分でも一番興味ある部分でしたので」と述べている。

そして、補助参加人佐々木は「TPPについては、特に乳製品が多いので」という理由で、「乳製品について日本への輸出的な考え方はどのようにお持ちなのか」、「なぜ乳製品にこだわった酪農経営なのか」、「経費的に、どうしてこういう安い経費の中で楽の経営ができるのか」、といった質問事項を考えたという。

しかし、乳製品についてニュージーランドが輸出国であること、ニュージーランドの酪農が大規模であり、それが故にコストが低いこと等については、事前に極めて容易に調べることができることである(なおこの点について、補助参加人佐々木は、「徹底的に調査すればそれは分かると思いますけれども」と述べているが(佐々木16頁)、「徹底的に調査」するまでもなく自明のことである。)。

原告代理人が報告書(甲6)の10枚目にある「TPP問題については、 あまり関心が無いよう。」という根拠について質問したところ、「その時 点でTPP問題が議論されている状況で、特に日本は稲作とかそういうも のに特化した議論だったんでありますけれども、乳製品について、ニュー ジーランドは輸出国ですから、これの関税が撤廃されることによってどの ような影響があるのか、ということを確認しました」と回答している。

上記回答は、質問に対する回答となっていず、意味不明ではあるが、善解すれば「乳製品について、ニュージーランドが輸出国ですから」ということが「TPP問題についてはあまり関心が無いよう」の根拠であると聞けないこともない。

しかし、そうであるとすれば、ニュージーランドが乳製品の輸出国であることは事前研修の資料にあるにもかかわらず(甲6、26頁以下)、補助参加人佐々木はニュージーランドが乳製品の輸出国であるという事実すら事前に勉強しなかったことになる。

酪農場の視察について補助参加人佐々木は、「これは自分でも一番興味のある部分でした」と述べている(佐々木14頁)。タウランガ酪農場に最も関心を寄せていた補助参加人佐々木ですら上記のような認識であったのであるから、補助参加人らはおよそ事前に具体的な調査、勉強をしなかったことは明らかである。

以上からすれば、補助参加人佐々木が上記質問事項を事前に考えたという証言は到底信用できず、結局のところ、何ら事前検討・調査等はなされていないことは明らかである。

(4)視察内容が極めて不十分であること

ア キウイ360、コンビータ養蜂場、タウランガ酪農場の視察時間は、それぞれ1時間程度であった。また、キウイ360からコンビータまでは、「車に乗って1時間以内」(ただし、「車に乗ってすぐでした」との証言もあり、曖昧ではある)、キウイ360からタウランガの酪農場までの移動時間は「2、30分」(佐々木12頁)であったという。

このように、移動の時間、そして言語の通訳に時間をとられたのである

から、そもそも各視察先において、物見遊山以上の時間がとれたとは思えない。

- イ さらに、視察の際の通訳は、逐語通訳であったことが明らかになった(石川37頁)。したがって、質問のやり取りにはそれなりの時間を要したことは明らかであり、もともとの視察時間、移動時間と考え合わせれば質疑応答の時間などほぼなかったことは明らかである。
- ウ このように、TPP関係視察先において、およそ十分な視察ができてい ないことは明らかである。

(5) TPP視察の効果は、何も無いこと

ア 補助参加人石川は、裁判所からの「今回行った場所すべてで期待通りの成果が得られましたか」という質問に対し、「期待どおりではなかった部分も。」と述べた上(石川44頁)、「例えばどこが期待通りでなかったですか」との質問に対し、「TPP問題に関しても・・・もうちょっと違った話を聞けるかなというふうに思ったところはあったんでありますけれども」と述べている。そして、具体的に、キウイ360と養蜂場について期待通りでなかった旨述べている(石川44頁から45頁)。

このように、およそTPP問題に関しては期待した成果は全く挙げられていないのである。もっとも、そもそも前述したように自発的な視察先の選定もない上、何も事前に検討していないのであるから、そもそも「期待した成果」そのものが存在しないのではあるが。

- イ また、タウランガ酪農場において、「ニュージーランドが乳製品の輸出国 あったと知ったこと」「とても太刀打ちできないことを知ったこと」は、視 察に行く前から自明のことであり、視察の成果であるとは全くいうことは できない。
- ウ このように、TPP関係視察先の視察の成果は、補助参加人らも自認するとおり、全く上がらなかった。

(6) 小括

キウイ360、コンビータ酪農場については、視察先として提案をした者も分からず、事前の準備もなく、質問事項の作成など無論無く、これらが観光地であることすら事前に知らず、視察の際にはメモすら取っていないのである。およそ「視察」と呼べるしろものではない。

また、タウランガ酪農場にしても、TPP問題はおろか視察先であるニュージーランドの酪農すら事前の勉強をしていないのであるから、およそ視察と言えるしろものでなかったことは明らかである。結局、TPP関係視察先全体がおよそ視察とは言えず単なる観光と評価せざるを得ないのである。

6 ワイヘキ島

(1) 昼食時等にワインをボトルで注文していたこと

補助参加人のうち、補助参加人石川と補助参加人池田は、昼食時にワイン をボトルで注文し、飲んでいた(佐々木18頁)。

補助参加人ら第2準備書面の10頁によると、補助参加人らは、午前11時45分にワイへケ島に到着後、約35分の移動後、ワインヤードで昼食を食べている。したがって、ワインヤードの視察はいずれも昼食後に開始されていることとなる。すなわち、補助参加人石川と補助参加人池田は、昼食後にワインヤードを視察する予定があるにもかかわらず、昼食中にワインをボトルで注文し、これを飲んでいたのである。また、飲酒していない補助参加人佐々木と補助参加人渡邊は、アルコールが苦手という理由で飲酒しなかっただけであり(佐々木16頁、渡邊29頁)、補助参加人石川と補助参加人池田が昼食時にワインを飲んでいるにもかかわらず、これを黙認していた。

補助参加人石川、補助参加人池田が、県政のために必要があると考えて視察していたのであれば、視察開始前の昼食時間に飲酒するはずがないし、補助参加人佐々木や補助参加人渡邊も、補助参加人石川、補助参加人池田が飲酒していたことを放置しておくこと等、あろうはずがない。しかも、補助参

加人らは、昼食時にワインを飲むだけではなく、2つのワイナリーでワイン の試飲を行っていたのである(補助参加人らは原告の求釈明に対して、2つ のワイナリーで試飲したと認めている)。

かかる補助参加人らの姿勢は、ワイヘケ島の視察が観光目的であったこと を端的に裏付けるものである。

(2) 事前の調査がなく、視察の必要性は認められないこと

補助参加人らは、ワイヘケ島の視察目的について、①自然を生かした町おこしに繋ぐ具体的な構築をする必要性と、②ワイン工場が再建途上にある山元町への情報提供にあることを挙げている。このうち、「①自然を生かした町おこしに繋ぐ具体的な構築をする必要性」について、内容が極めて抽象的であり、世界のどこへ行こうと海外視察が許容されることになりかねない点は、原告準備書面(3)の32頁で主張したとおりである。

また、「②ワイン工場が再建途上にある山元町への情報提供」も、必要性 は認められないことが尋問で明らかになった。

まず、「②ワイン工場が再建途上にある山元町への情報提供」に関して、 山元町からワインに関する情報の依頼はなかった(補助参加人第2準備書面 10頁)。

この点、補助参加人渡邊は、山元いちご農園株式会社の岩佐社長からの要望があったと主張する。しかし、山元いちご農園株式会社は一営利企業に過ぎないから、同会社への情報提供が山元町への情報提供につながることはなく、岩佐社長からの要望が視察の必要性を裏付ける理由にはならない。しかも、岩佐社長は、補助参加人渡邊らと同じ自民党に所属し、青年部局長を勤める等、生粋の自民党員である(渡邊7頁)。しかも、過去に山元町議会議員選挙に出馬し、同じ亘理郡に選挙地盤を有する補助参加人渡邊とは、お互いに選挙協力をし合う程の昵懇の仲である(渡邊8頁)。このような補助参加人渡邊と岩佐社長の関係性に鑑みれば、岩佐社長の要望なるものは、山元

町への情報提供等の公的目的と何らの関係性を有しないことは明らかである。

加えて、ワイヘケ島でワイナリーの視察をすると決める前から、ニュージーランドの視察はすでに決まっており(渡邊3頁)、ワイヘケ島を推薦したのは旅行会社であった(渡邊29頁)。すなわち、補助参加人渡邊は、山元町への情報提供に役立てたいと考えて、ニュージーランドへの視察を決めたわけではないし、視察する場所も、旅行会社に丸投げをしていたのである。

以上の経緯を踏まえると、合計360万円(当初の予定では450万円) にも上る視察費用を掛けて、ニュージーランドのワイナリーの状況を視察する必要性はない。

(3) 視察目的と視察内容に関連性が認められないこと

視察の要望があったとされる山元いちご農園株式会社は、その名前のとおり、いちごのワインを提供する会社であり、ぶどう栽培は実施していない。 仮に、いちご農園株式会社のために視察を行うのであれば、ぶどう栽培を行っているワイナリーを視察しても意味がない。

ワイへケ島ではいちご栽培をしておらず、ぶどうのワインしか製造していない。かかる事実は海外視察をする前から明らかであった。

したがって、視察目的と視察内容には関連性が認められない。

(4) 視察に中身がなく、観光と飲酒が主たる目的であったこと

ア 島内視察とストニーリッジワイナリーについて

補助参加人らの説明によると、午前11時45分頃にワイへケ島に到着後、午後0時20分に1つめのワイナリー(ストニーリッジワイナリー)に到着し、ワインのボトルを注文した上で、昼食をとりながらガイドの説明を受けたとのことである。

まず、ストニーリッジワイナリーまでの島内視察は、途中で降りてワイナリーを見学したこともなく、港からストニーリッジワイナリーに移動す

るまでバスの窓から景色を眺めただけであり、視察ではない。

次に、ストニーリッジワイナリーでは、午後 0 時 2 0 分に到着するなり、 ワインを取りながらの昼食を開始したのであり、とても視察をできる状況 にはなかった。補助参加人ら、その後も同ワイナリーで複数のワインの試 飲を繰り返していた。さらに、ガイドの説明内容をメモする等した補助参 加人もおらず(渡邊 1 2 頁)、山元町への情報提供をするために努力をし た形跡は認められない。

イ テハウワイナリーについて

尋問等の結果から、補助参加人らは、2つめのワイナリー(テハウワイナリー)に、わずか5分程度しか滞在していないことが明らかになった。

補助参加人ら第2準備書面10頁にある通り、補助参加人らは、午後2時45分にテハウワイナリーに到着し、その後、午後4時出発のフェリーでワイへケ島からオークランドに移動している。普通、フェリー出発の10分前には港に到着しているはずであるから、補助参加人らは遅くとも午後3時50分に港に到着していたはずである。したがって、テハウワイナリーの視察時間とテハウワイナリーから港までの移動時間の合計は、午後2時45分から午後3時50分までの、1時間5分程度ということになる。

この点、補助参加人渡邊は、テハウワイナリーから港まで、バスで1時間程度を要したと証言した(渡邊13頁)。テハウワイナリーから港へ向かう途中、補助参加人佐々木を拾うためにストニーリッジワイナリーを経由する必要があったこと(佐々木17頁)や、テハウワイナリーから港までの距離は、ストニーリッジワイナリーを経由すると最短でも約14.2キロメートルであること(テハウワイナリーからストニーリッジワイナリーまで最短5キロであることは甲31号証、ストニーリッジワイナリーから港まで最短9.2キロであることは甲32号証から明らかである)からすると、テハウワイナリーから港までバスで1時間程度を要したとする補

助参加人渡邊の証言は十分信用に値する。

とすると、補助参加人らがテハウワイナリーで視察を行った時間は、せいぜい5分程度だったことになる。しかも、補助参加人らは、テハウワイナリーでもワインの試飲をしている。すなわち、補助参加人らは、テハウワイナリーで試飲するだけで、ほとんど視察らしい視察をしていなかったのである。

なお、補助参加人佐々木がテハウワイナリーへの視察を「疲れた」という理由のみでキャンセルしている(佐々木17頁)。かかる事実からも、補助参加人らはテハウワイナリーの視察を極めて軽視していたことが裏付けられる。

エ 小括

以上のとおり、ワイヘケ島の視察自体、中身がなく、観光とワインを飲むことが主たる目的であったと言わざるを得ない。

7 まとめ

以上、補助参加人らの各証言からは、補助参加人らが、何ら具体的問題意識を持たず、具体的事前検討・調査等を行わないまま、ただ漫然とニュージーランドの観光名所を遊山した実態が浮き彫りになった。聴く者がさながらニュージーランドの観光名所巡りを追体験するが如きの証言であり、正に観光旅行であったと評価するほかない。係る観光旅行と評価すべき本件視察に公金を支出することが果たして許されるのか、厳しく判断されなければならない。

第4 本件視察の違法性

1 違法に怠る事実の存在について

(1) はじめに

以上、本件訴訟の審理において明らかになった事実を前提とすれば、本件 において、被告が、補助参加人らに対して不当利得に基づく返還請求を違法 に怠っていることは明らかである。

(2) 本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法性について

ア 視察目的・視察先の合理性・必要性の不存在

上記第2で詳述したとおり、そもそも本件視察はニュージーランドという視察先ありきで立案されたものであった。視察目的についても、表面的には震災復興、TPP問題の視察等を掲げているが、いずれも何ら内実を有さない名目的なものであり、あるいは事後的に後付設定された虚偽のものであった。

また、具体的視察先についても、国内ないしニュージーランド以外の他国との比較検討等が何ら行われないまま、漫然と設定されたものにすぎず、かつ、その大半が観光ガイド等に必ず掲載されている有名な観光名所であった。具体的視察内容・調査項目についても事前に何ら精査等がなされず、まさに行き当たりばったりの視察であったことが明らかになった。

このように、本件視察は、そもそもその目的設定に合理性が認められず、 具体的視察先についても目的との合理的な関連性・必要性が認められない ものであった。

イ 具体的視察内容が何ら県政に資するものではないこと

視察目的の設定、事前検討等が不十分であれば、県政に資するような有益な視察がなされることはおおよそ考えがたい。仮に本件視察の目的に補助参加人らが主張するようなものが含まれていたとしても、漫然と見学しさえすれば研修の目的が達成されるわけではないことは当然である。それが宮城県の予算の支出によって賄われている以上、県政の具体的課題に対して県政に資する調査・研究をするという海外視察制度の趣旨に実質的に適った調査がなされなければならない。

しかしながら、補助参加人らの具体的視察内容についても、何らの事前 準備・検討等を行っていないことを反映して、何ら県政に資する有益なも のではなかった。そればかりか、その大半が特段の目的意識を有さない漫然とした観光地の見学・散策に費やされていた。このように、補助参加人らによる具体的視察内容は何ら県政に資するものではなかったというほかなく、海外視察制度の趣旨に実質的に適った調査は何らなされていなかったことは明らかである。

ウ 視察結果は何ら県政に活かされうるものではないこと

現在に至るまで、補助参加人らにおいて本件視察の結果を県政に具体的に活用したという実績はなく、今後もそのような見込みは存在しない。補助参加人らは表面上は本件視察の内容を盛り込んだ質問を行っているが、いずれも視察内容を盛り込まずとも質問がなし得る程度のごく一般的な内容であったのであり、係る質問を行ったことをもって「視察結果を県政に反映した」と評価することはできない。

さらに、海外視察実施後は報告書の作成が義務づけられ、同報告書には、 ①事前研修等の実施状況、②調査結果(現地での調査内容及び結果を具体 的に記載する)、③得られた成果及び県政への反映方策について記載すると ともに、必要に応じ収集資料を添付することとされている(傍点は原告代 理人による。)。さらに、提出された報告書のうち1部は図書室に配架され 閲覧に供されるとされている(乙1、12頁)。係る宮城県における海外視 察の手引からすれば、派遣議員らは、視察結果を県政に反映することがで きるよう、かつ、報告書が公表される以上これを閲覧する県民にとって有 益な情報を提供できるよう、報告書を具体的かつ資料価値を有するように 作成しなければならない。しかしながら、補助参加人らが作成した報告書 (甲6)には何ら具体的な記載がなく、一般的・抽象的な感想が記載して あるにすぎない。これでは、後日同報告書を閲覧することで県政に資する 情報を得られるような資料価値は何ら存在しないと言わなければならない。 このように、視察結果は何ら県政に活かされうるものではないことは明 らかである。

工 結論

以上からすれば、本件視察は実質的には開催視察に名を借りた観光中心の旅行であったことは明らかである。そして、本件視察の行き先や日程は概ね補助参加人らが予め提出した企画書(甲1)添付の行程表に添って行われたものである。そうすると、そもそもこのような本件視察に補助参加人らを派遣するという決定をしたことについては、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかである。よって、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法である。

(3) 予備的主張(一部違法)について

上記に述べたことからすれば、仮にその全部が違法とは言えなくとも、少なくとも本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の一部は違法であることは明らかであるから、少なくともその一部は違法になるというべきである。

(4) 小括

以上より、補助参加人らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、宮城県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を 負う。

2 附帯請求について

(1) 補助参加人らが悪意の受益者であること

ア 悪意の対象について

本件派遣決定は、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理であることからすれば、裁量を逸脱し違法と評価される。係る決定に基づき派遣議員に支出された公金は違法な支出に他ならないから、当該公金は法律上の原因なく利得されたものといえる。

そうすると、派遣議員が、派遣目的が不必要であり、視察先や日程等が

派遣目的に照らして明らかに不合理であることを認識している場合は、当該議員は法律上の原因がないことについて悪意であるというべきである。 敷衍すれば、議員は、その職責からすれば、海外派遣が無制限に許される ものではなく議会の機能を適切に果たすために必要な限度で許されること について理解していて然るべきである。そして、上記のとおり、派遣決定 が違法とされるのは、それが明らかに不合理である場合であるから、派遣 議員らにおいて、本件派遣決定が違法であることを基礎づける事実について認識をしていれば、法律上の原因がないことについて悪意であると解すべきである。

イ 補助参加人らが悪意であること

これまで述べてきたとおり、補助参加人らが述べる派遣の必要性は、後付けの名目でしかなく、本件視察が単なる海外視察であったことは明らかである。そうすると、補助参加人らは、本件派遣決定が違法であることを基礎づける事実について認識を有していたというべきである。

よって、補助参加人らは、利得発生日である平成26年3月6日から、 当該利得に年5分の割合の遅延利息を付してこれを返還すべき義務を負う。

(2) 予備的主張(遅延損害金の請求)について

仮に補助参加人が悪意の受益者に当たらないとしても、補助参加人らは遅くとも訴状送達の日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

第5 結語

以上より、原告の請求は認容されるべきである。

地方公共団体所属の議員らによる公金支出の不正が大きな社会問題になっている昨今、補助参加人らの表面的主張を鵜呑みにすることなく、具体的な実態に基づいた厳正な判断をすることが求められる。
以上